

地名散歩

第27回 職業にまつわる地名

一般財団法人日本地図センター客員研究員 今尾 恵介

「御江戸を発って二十里上方、相州小田原一色町をお過ぎなされて、青物町を登りへおいでなさるれば……」というくだりをご存知だろうか。そのずっと後に有名な「武具、馬具、ぶぐ、ばぐ、三ぶぐばぐ」が来る。劇団員やアナウンサーなどが、滑舌を良くするために昔から必須だった「^{いろいろ}外郎売り」の口上である。

ここに出てくる小田原の青物町は残念ながら明治8年(1875)には万年町の一部になって消滅したのだが、その後も通称としては存続しており、今も本町と浜町の境にあたる青物町交差点にその名を留めている。この町は小田原城下の町人町「脇町十町」のひとつで、『新編相模国風土記稿』によれば、文字通り野菜市が立ったことに由来するという。京浜急行の青物横丁という駅も、これは通称地名だが、やはり品川宿にあった野菜市場にちなむ。

小田原の脇町十町の中には大工町もあったというが、このように職業や店などにちなむ町名は全国の、特に城下町には非常に多かった。城下町を作る際に同業者たちを集住させたからである。残念ながら昭和40年(1965)頃からは「住居表示法」が全国の職業地名を次々と駆逐してしまったのであるが、それでも生き残っている地名はまだ多い。

「神田鍛冶町、角の乾物屋でカチグリ買ったら硬くて噛めない……」という早口言葉で知られる東京都千代田区の鍛冶町もそうだ。JR神田駅のあるこの町は、慶長8年(1603)に幕府の鍛冶方棟梁・高井伊織の拝領地にちなんで名付けられたものだという。すぐ東隣には神田紺屋町・神田東紺屋町があって、こちらは藍染め職人が集まっていた。大正時代までは実際に紺屋さんが多く住んでいたという



野菜市場に由来する青物町が通称地名として記されている地図。
矢部製図社「小田原町詳細図」昭和2年(1927)発行



東京の八重洲はかつて職人地名の宝庫であった。
1:10,000地形図「日本橋」大正10年(1921)修正

が、関東大震災を機に神田川を遡った高田馬場や落合あたりへ移っていく。布地の染め上がりの状態は水質によって異なるというから、下流部の都市化に伴う水質悪化も背景にあったのだろう。

神田紺屋町の南側には神田北乗物町がある。江戸時代には元乗物町と称したが、江戸の乗物といえば駕籠である。それを作る職人が集まっていた町だ。明治2年(1869)には北乗物町と南乗物町に分かれたが、南乗物町は震災復興事業の町名地番整理によって昭和8年(1933)に鍛冶町に統合されて消滅している。いずれにせよ文明開化後は駕籠に乗る人も減って作る物を変えたようで、明治30年代には北乗物町に「東京箆笥職人組合事務所」が置かれていたという。なるほど技術が応用できそうだ。

箆笥といえば新宿区には江戸時代からの箆笥町が今も残っているが、箆笥といっても現在のような衣類収納用の家具ではなくて、武器の箆笥だ。これをつかさどった具足を扱う奉行の拝領屋敷にちなむ地名である。江戸期には牛込御箆笥町と称したが、明治に入ってから「御」の字を外されてしまった。なるほど新政府が旧幕府にちなむ地名に敬称を付ける根拠はない。台東区根岸にあった下谷御箆笥町(現根岸三丁目)も御鉄砲御箆笥奉行の組同心の役宅があったことにちなむというが、やはり明治に入って箆笥町になった。

小石川の伝通院御掃除町も明治に入って掃除町に改められている。徳川家の菩提寺だった伝通院の「御掃除方」16人が住んでいたそうだが、こちらは掃除の語感が嫌われたのか、大正14年(1925)には八千代町と改称されている(現在は小石川一・三丁目の一部)。

津軽藩の城下町である青森県弘前市には職

人地名が現在も多く残っている。このうち桶屋町は延宝6年(1678)には実際に桶屋が24軒も集まっていたことが記録されているし、他にも銅屋町や紙漉町、鍛冶町、元大工町、鷹匠町などがあり、他にも今はあまりお目にかかれない、刀などの鞘を作る職人にちなむ上・下鞘師町、それに神官の住む禰宜町という珍しい町も残っている。

各地の城下町などの町名リストを眺めると、なかなか地方色の豊かな職業地名も発見できる。たとえば梵鐘や銅像、仏壇などに関わる金属加工業で知られる富山県高岡市には、中心部に金屋町があって今も銅器店や鑄造所が目立つし、同じ町内に高岡市鑄物資料館もある。また京都市の西本願寺の門前には珠数屋町と仏具屋町が隣り合っており、数珠(町名は字が逆)や仏具を今も買うことができる。同じ京都市内には骨屋町(骨屋之町)が4か所もあって驚かされるが、こちらは人間の骨ではなくて、扇子の骨を作る職人町だ。今では扇子の骨産業の中心は隣の滋賀県高島市の安曇川地区に移っていて、ここでは国産の9割を生産している。

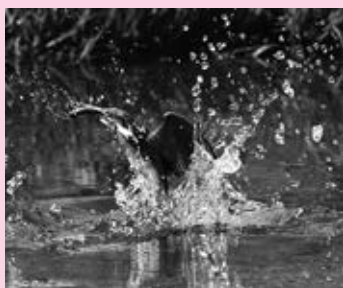
実は東京駅の八重洲口あたりにも、かつては職人町がひしめいていた。呉服橋交差点から南へ向かえば、元大工町、檜物町、上槇町、北槇町、南槇町(材木屋に由来)、桶町、南大工町、南鍛冶町、北紺屋町、南紺屋町などが並び、現在の中央通りの東側には金銀箔を扱う職人にちなむ箔屋町、大きな鋸による製材業者が住んだ大鋸町、刀の鞘作りの南鞘町などがズラリと並び、巨大消費都市・江戸の暮らしを支えていた。こちらも震災復興事業に伴う町名地番整理で、昭和初期にすべて消滅。まことに残念である。

今尾恵介 (いまお・けいすけ)

1959年横浜市生まれ。小中学時代より地形図と時刻表を愛好、現在に至る。明治大学文学部ドイツ文学専攻中退後、音楽出版社勤務を経て1991年よりフリーライターとして地図・地名・鉄道の分野で執筆活動を開始。著書に『地図の遊び方』(けやき出版)、『住所と地名の大研究』(新潮選書)、『地名の社会学』(角川選書)、など多数。2008～09年には『日本鉄道旅行地図帳』(新潮社)を監修、2009年にはこれに対して日本地図学会より平成20年度作品賞を受賞。現在(一財)日本地図センター客員研究員、日本地図学会評議員

土地家屋調査士 CONTENTS

NO. 689
2014 June



表紙写真
「翡翠」

第28回写真コンクール連合会長賞
松永 寿郎●愛知会

- 地名散歩 今尾 恵介
- 03 事務所運営に必要な知識**
一時代にあった資格者であるために—
第26回 土地家屋調査士の資質の向上とコンプライアンスの確立【Ⅲ】
弁護士・日本土地家屋調査士会連合会顧問
元公正取引委員会審判官 波光 巖
- 06** コンプライアンス・プログラム改訂版について
- 07** 全国土地家屋調査士政治連盟
第14回定時大会を開催
- 09** BSジャパンにて放送
特別番組 『地面のボタンのなぞ』
- 10** 愛しき我が会、我が地元 Vol.04
新潟会／沖縄会
- 14** 偉大な先輩たちのDNAを受け継ぎ、次世代に渡す使命
～西本孔昭日本土地家屋調査士会連合会顧問の講演会から～
- 16** 会長レポート
- 17** 会務日誌
- 19** ちょうさし俳壇
- 20** 2013年度「土地家屋調査士」掲載
索引 | 2013年4月号(No.675)～2014年3月号(No.686)
- 24** 国民年金基金から
- 26** 平成27年度 明海大学不動産学部企業推薦特別入試のご案内
- 27** お知らせ
日調連特定認証局の民間認証局への移行に伴う電子証明書の発行等に関する重要なお案内
- 30** 土地家屋調査士名簿の登録関係
- 31** 平成26年 春の叙勲・黄綬褒章
- 32** ネットワーク50
釧路会／東京会
- 35** 編集後記
- 巻末付録 日本土地家屋調査士会連合会特定認証局
土地家屋調査士電子証明書の発行等に係る手続について

事務所運営に必要な知識 —時代にあった資格者であるために—

第26回 土地家屋調査士の資質の向上とコンプライアンスの確立【Ⅲ】

弁護士・日本土地家屋調査士会連合会顧問
元公正取引委員会審判官 波光 巖

コンプライアンスは、それに関するプログラムを作成して行うことが望ましいものです。最終回は、その作成の一例を示すとともに、それに関連して従業員の監督責任の問題について述べます。

コンプライアンス・プログラムの作成

コンプライアンス・プログラム(以下、単に「プログラム」という。)の一例を示します。但し、これはあくまでも一例であって、これを参考にしながら各事業者が、その内容を取捨選択し、また、追加する等して、独自のものを作成してください。

土地家屋調査士については、その活動が公益的活動であることから、品位公正を損なう事業へ関与してはならないなどの内容の別途「土地家屋調査士倫理規程」が定められていますが、これとは別個のものを作成を目指すものです(本項の執筆に当たっては、金融機関の「コンプライアンス・マニュアル案」自主行動基準検討委員会、高巖『よくわかるコンプライアンス経営』日本実業出版社等を参考とした)。

1 目的

プログラムの作成の目的は、これまでも述べてきたところですが、土地家屋調査士法等関係法規に基づく業務の適正の確保、法令への適合性の確保、業務の効率的な遂行、健全な業務運営等を目的とするものです。これを作成し、実行することは、事業者のイメージを高め、社会からの評価を向上させるものとなり、事業者に与えられた社会的責任を果たしていくこととなります。

ですから、事業者がプログラムを作成したときは、それをHPで公表したり、冊子にして顧客を含め関係者に配布するなど、その内容を広く知ってもらうようにすることが望ましいと考えます。顧客や社会の信頼・支持が得られることとなります。

2 内容

プログラムは、近年、金融機関や製造・販売業者等で多く作成されていますが、その内容としては、大きく分けて、①「行動指針」を中心とするもの、②「法令の遵守」を中心とするものとなります。②は、関係法令の解説等が中心となり、関係法令は多くに亘りますので、この場合は大部なものとなります。土地家屋調査士の場合も関係法令は多くに亘りますので、これについてはそれぞれの関係法令の解説に任せることとします(独占禁止法に関しては、筆者著「コンプライアンス・プログラム～土地家屋調査士と独占禁止法」平成25・3改訂が存在する)。

本稿では、①の作成をめざすものとします。

3 経営理念

内容のトップにくるもので、ここでは、事業の持つ社会的責任と公共的使命を明らかにし、フェアで正しい事業を行うなどの理念を宣言します。この宣言は、経営のトップが行うことが必要であり、さらに、全従業員がプログラムを遵守することを誓うことを宣言します。

例えば、「私達は、当事務所の持つ社会的責任と公共的使命を認識して、健全な業務運営を行って参ります。関係する法令はもとより、その精神まで遵守して、自己責任を基本とし、フェアで透明な事業を行います。私たちは、顧客の満足を第一として、誠実に役務を適正な価格で提供します。そして、全ての関係者の人格を尊重し、社会経済の健全な発展に貢献します。以上のことは、当事務所の代表者が遵守を宣言するとともに、全従業員も遵守することを宣言するものであります。」のようなものです。

4 行動規範

(1) 顧客に対するもの

ア 説明義務・適合性の原則

役務を提供するに当たって、その内容・問題点、問題点がある場合はその内容も併せて顧客が理解できるよう丁寧に説明し、断定的判断や説明は行わないこと。また、不当表示や誇大広告がないように留意すること。

イ 誠実な態度

いかなる相談でも、誠実に対応し、無責任な回答を行わないこと。また、顧客からの苦情があった場合にも、事態を正確に調査し、顧客の立場に立った対応をすること。

ウ 守秘義務

経営者・従業員(以下、経営者を含めて単に「従業員等」という。)全員が、顧客との取引を通じて知り得た情報については、本人の同意や法令に基づく正当な理由がある場合を除き、守秘すること。

エ 顧客との癒着や情実取引の排除

特定の顧客を特に有利に扱ったりせず、また、縁故者・友人等の個人的な利害関係のある顧客との契約には、上司の指示を受けるなど、フェアな取引を行うこと。

(2) 顧客以外に対するもの

ア 公正な取引先の選択

取引先の選択は、商品・役務の内容、価格、過去の実績、信頼度等を総合的に判断して行うこととし、その間に、リベートの要求や過剰な贈答・接待等があってはならないこと。

イ 事後措置

やむを得ず過剰な贈答・接待等を受けた場合には、上司と相談し、状況に応じて、丁重な断りの文書を添えてそれを返送したり、同程度のものを送付すること。

ウ 公務員との健全な関係

公務員・みなし公務員との関係については、接待等を行わないなど、健全な関係を維持するよう配慮すること。

(3) 社会に対するもの

ア 関係法令の遵守

土地家屋調査士法、会計法、地方自治法、民法、独占禁止法、その他法律、関係する政令・施行令、関係するガイドライン、土地家屋調査士倫

理規程等を正しく理解し、これらを遵守して業務を行うこと。

イ 税法の遵守

事務所及び従業員等は、納税の義務を正しく果たすこと。

ウ 環境への配慮

作業を行う場合、事業所で業務を遂行する場合にも、環境に配慮することを宣言すること。

エ 反社会的勢力の排除

反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、直接・間接それが介在することを避けること、もしも意図せず何らかの関係が生じた場合には、その事実を速やかに関係官署に報告し、事後の行動に関して適切な指示を受けることとすること。

5 倫理規定

(1) 主として事業所全体に係るもの

ア 差別の禁止

雇用・処遇は、各人の仕事の能力や業績に従って公正に行うこととし、性別・宗教・思想・身体上のハンディその他、個人的な特性に基づいた差別は、一切行わないこと。

イ セクハラ・パワハラ・モラルハラ等を一切行わず、適切な職場環境の整備・維持に努めること。

ウ プライバシーの保護

従業員等のプライバシー等の情報管理を厳正に行い、本人の同意や法令に基づく正当な理由がある場合を除き守秘すること。

エ 贈答慣行等の排除

部下から上司等への中元・歳暮等は認めないこととすること、但し、冠婚葬祭に関しては常識の範囲内とすること。

(2) 主として組織の一員としてのもの

ア 内部ルール等の遵守

就業規則や内部規程を遵守し、忠実・適切に職務を遂行すること。

イ 記録・文書管理

記録を適切に行い、及び内部規定に従って文書管理を行うこと。

ウ 事務所財産の尊重

従業員等は、公私を峻別し、事務所の財産(備品・消耗品等を含む)を尊重すること。

エ 公正な経理処理

従業員等は、旅費、交通費、備品等の購入等において、また、労働時間、有給休暇等に関する報告において、正確に行うこと。

オ 非公開情報の扱い

業務を通じて得られた事務所内外の非公開情報については、秘密を保持し、不注意にも外部に漏れないようにすること。

カ 政治活動等への参加

従業員等が政治活動に参加する場合は、あくまで個人として行うこととする。

6 コンプライアンス委員会の設置

事業者自身又はその従業員等(自己及び自己以外の者を含む)に、行動規範・倫理規範に違反し、又は違反するおそれがある場合(内部告発、セクハラ・パワハラ等の相談・報告を含む。)には、従業員等がそれらについて、速やかに相談・報告等ができるような体制が確立されていなければなりません。そのために、コンプライアンス委員会を設置しておく必要があります。これは、相談・報告の窓口ともなり、また、それに関する判定や措置の決定を行う機関ともなります。

コンプライアンス委員会は、複数の従業員等で構成する必要があり、できれば、経営のトップは入らない方がよいといわれていますが、従業員等の数によって入らざるを得ない場合があると思われれます。

コンプライアンス委員会は、事案の内容により必要に応じて、調査・助言・措置等を行います。

7 監査

コンプライアンス委員会の活動状況については、委員会に加わらない者が監査に当たる体制が有ることが理想的です。監査員を置くことが困難な場合は、コンプライアンス委員会が定期的にレビューすることが必要となります。

8 見直し

社会・経済・法令等の環境の変化に応じて、プログラムは見直しがなされることが必要です。

監督責任の問題

コンプライアンスにおいて留意しなければならな

ととして、従業員の行為は対外的には当該事業者の行為であり、もし従業員に法令違反等があった場合は、当該事業者の責任であり、また、場合により経営トップの監督責任が問われることがあるということです。

民法715条では、事業における使用者は被用者が第三者に損害を加えた場合は、使用者が被用者の選任・監督について相当の注意をしたとき、又は相当の注意をしても損害が生ずべきであったときを除いて、損害賠償の責任を負う旨を規定されています。

被用者とは、報酬の有無、期間の長短を問わず、広く使用者の選任によりその指揮監督のもとに使用者の経営する事業に従事する者をいうとされています。判例では、土木工事請負人が道路工事に使用するために運転手つきの貨物自動車を借り受けた場合の助手を、その業務態様からして被用者に当たると認めた事例があります。また、会社の商品の外交販売に従事し、仕事の必要に応じ随時会社の自動車を運転使用できる被用者が、勤務時間後に私用のために自動車を運転して事故を起こした場合、これは会社の業務の執行につきなされたものと認めるに妨げとならないとするものがあります(会社の自動車であったことがポイント)。一方、下請負人の被用者の不法行為が元請負人の事業の執行につきなされたものと判断するためには、直接間接に被用者に対し元請負人の指揮監督関係が及んでいる場合であることを要するとしています。

なお、上記のとおり、使用者が被用者の選任・監督について相当の注意をしたとき等には使用者は免責されますが、判例は、免責を容易に認めていません。

次に、法令違反を理由として刑事責任が問われる場合があります。この場合、直接の違反行為者のほかに、当該事業者及び当該事業者の代表者が責任を問われる場合があるということです。例えば、独占禁止法違反の例をあげれば、従業者が違反行為をしたときは、行為者を罰する(懲役又は罰金・89条)ほか、その法人又は人(事業者)をも罰する(罰金)ことを規定し(95条=両罰規定)、また、従業者の違反があった場合において、「その違反の計画を知り、その防止に必要な措置を講ぜず、又はその違反行為を知り、その是正に必要な措置を講じなかった」場合は、当該法人の代表者をも罰する(罰金)ことを規定(95条の2=監督責任)しています。

コンプライアンス・プログラム改訂版について

事業者の法令違反などの不祥事が続発しているなかで、改めて事業に従事する立場として法令遵守や倫理観が強く求められています。土地家屋調査士として不祥事を起こさないことは言うまでもありませんが、未然にそのようなことを起こさないようにすることが肝要であります。個人の違反行為またはその恐れがある行為の発生を未然に防ぐことで土地家屋調査士及び業界全体の信頼を高めることにつながるものと感じます。

コンプライアンス・プログラム改訂版は、日本土地家屋調査士会連合会ホームページ内の「日調連の活動」(出版物のご紹介)に掲載されていますのでご活用ください。

<http://www.chosashi.or.jp/activity/publications.html>



トップページ「日調連の活動」を選択し、ダウンメニューから「出版物のご紹介」をクリック！



ページ中ほどに掲載されております。(電子書籍 E-PUB ファイル・PDF ファイル)

全国土地家屋調査士政治連盟

第14回定時大会を開催

平成26年3月12日(水)午後1時30分から、『都市センターホテル』(東京都千代田区平河町)において、全国土地家屋調査士政治連盟(以下「全調政連」という。)の第14回定時大会を開催した。定時大会終了後の懇親会には、高村正彦自由民主党土地家屋調査士制度改革推進議員連盟会長、漆原良夫公明党土地家屋調査士制度の改革・振興議員懇話会会長及び小川敏夫民主党土地家屋調査士制度推進議員連盟会長をはじめとして過去最多の国会議員の先生方が出席された。

今定時大会は、大場副幹事長の司会で進められ、先ず、八瀬副会長が開会の言葉を述べ、次に、横山会長が挨拶を行った。その挨拶の中で『全国の土地家屋調査士政治連盟の行動力と結束力は、全調政連としても



全調政連 横山会長

目を見張るものがあり、今後も大いに期待したいと思っています。今年度は、幸いにして、議会が突然解散しない限り、国政選挙はない模様です。全調政連もそうですが、単位調政連にあっては地元議員との勉強会等を通じ、土地家屋調査士の発展につながるような、与野党議員を問わず多くの理解者を増やしていくことが必要であろうと思っております。皆様方のさらなるご協力とご支援をお願いするところでございます。また、この問題は毎年申し上げているのですが、政治連盟の行動を理解していただけていない会員、そして私達の政治連盟の仲間になっていただけていない会員がまだ多くございます。今までは1万名ちょっとはいたのですが、今年度は1万名を切りました。会員全体が減っていることもあるのですが、それにしても1万7千数百名の会員がいる中で1万名に満たないところでございます。今後多くの人に理解してもらえよう、全調政連も努力していく所存でございます。』と、政治連盟としての使命を語った。

次に、来賓として、林千年日本土地家屋調査士会連合会(以下「連合会」という。)会長、小山進吾全国公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会(以下「全公連」という。)副会長が挨拶を述べられた。その挨拶で林千年会長は『「境界紛争ゼロ宣言!!」とい

うキャッチフレーズで、社会から境界紛争を根絶する。後日、紛争の火種が起これないような業務処理を徹底する。万一、紛争が起きてしまった場合は、筆界特定制度、そしてADRなどを使って、全力で解決に取り組むと



日調連 林会長

いう骨子をまとめた宣言であり、この宣言によって、業際問題等いろいろあるが、全てにおいて土地家屋調査士がやるのがふさわしいという内容の業務もあるので、国民や市民の皆様、そして他士業、他団体の皆様にも我々土地家屋調査士が境界の専門家であることを、このフレーズをもって認識・理解をしていただこうと思っている。また、地図の整備に取り組まなければいけない状況にある中で、我々の日常業務の成果を活用して、地図づくりに貢献することが二つ目の柱である。やっとならば国土法務局の不動産登記法第14条地図作成作業、または国土調査事業に匹敵というか、それ以上の日々の我々の成果があることを認識していただくことができたので、是非これを進めたい。全国の総会に参加させていただく中、政治連盟の必要性、政治の力、重要なことをしっかり伝えて、是非、加入率をもっと上げられるように、微力であるがお願いしていきたい。』と語り、連合会、各土地家屋調査士会、政治連盟が一体となり、将来を見据え、効果的な連携体制を構築し、土地家屋調査士制度の将来が実のあるものになることを祈念すると結んだ。また、小山進吾全公連副会長は、会員のため、国民のために、我々土地家屋調査士を取り巻く環境を整備するうえでは、日調連、全調政連、全公連の三者による連携・連帯・協働行動



全公連 小山副会長

が不可欠と考え、今後とも密接な行動をすることにより、必ずや土地家屋調査士制度の啓蒙活動の拡大につながることを語った。その後、静岡県土地家屋調査士政治連盟の赤堀会長が議長に選ばれ、定時大会が進められた。平成25年度の活動報告は、幹事長の報告に続き総務委員長、制度対策委員長、組織強化委員長も行った。

議事に入り、第1号議案である平成25年度収入支出決算報告書承認の件について、福本会計責任者が実情を説明した。続いて、第2号議案である平成26年度運動方針(案)審議の件及び第3号議案である平成26年度収入支出予算(案)審議の件につき関連のある案件として一括上程の提案が議長からなされこれが承認されたことにより、一括上程として執行部から提案がなされた。各単位調政連会長及び代議員から、運動方針(案)につき質問があり、執行部からの各回答がなされた。特に運動方針については、活発な議論がなされ充実した会議となった。さらに、第4号議案である「全国土地家屋調査士政治連盟規約の一部改正(案)」審議の件につき執行部から提案がなされた。審議の結果、挙手多数で可決された。次に第5号議案として「全国土地家屋調査士政治連盟大会議事運営規則(案)」について執行部から提案がなされた。本議案は、今まで大会における規則が何もなく、大会ごとの慣例によって運用していたことを避け、大会議事運営規則ということで、これを制定すべきとする提案であった。審議の結果、挙手多数で可決された。

この後、午後6時から多数の国会議員の先生方をお迎えし懇親会が開催された。高村正彦自由民主党土地家屋調査士制度改革推進議員連盟会長、漆原良夫公明党土地家屋調査士制度の改革・振興議員懇話会会長及び小川敏夫民主党土地家屋調査士制度推進議員連盟会長をはじめとし、自由民主党、公明党及び民主党から93名の先生方のほか、多数の秘書の方々の参加をいただき盛会裏に行われた。先生方からは、土地家屋調査士制度の重要性について等激励の言葉を賜った。本年度大会から全員が宿泊することになったこともあり、各単位調政連会長及び代議員による接待も十分に行わせていただき閉会した。



自民党議連 高村会長



公明党懇話会 漆原会長



民主党議連 小川会長

文責：全国土地家屋調査士政治連盟
幹事長 小沢 宏

BS ジャパンにて放送

特別番組『地面のボタンのなぞ』

日本土地家屋調査士会連合会広報部

日本土地家屋調査士会連合会では、土地家屋調査士会ADRセンターが全国50会すべてに設立された昨年度、8月にはADRセンター啓発ポスター及びロゴを作成し、全国に配布しました。続く戦略的広報として、国民に土地家屋調査士を、より身近な者として認知してもらうため、土地家屋調査士紹介特別番組『地面のボタンのなぞ』を製作し、平成26年3月22日(土)午後2時～同30分、BSジャパンにおいて放送されました。

製作に当たっては、同映像を土地家屋調査士の紹介映像として単位会においての今後の広報事業に活用していただけるように、【子どもから大人まで見ていてわかりやすい、飽きさせない展開、構成】に主眼を置きました。是非、全国の大きなイベントから可愛らしいイベントまで、様々な場面でご活用いただけることを願っております。

あらすじ：富山県の小学生・本吉凜菜さんの夏休みの自由研究をまとめた「じめんのボタンのナゾ いちばんえらいボタンをさがせ」の絵本をきっかけに、ボタン(土地の境界を示す金属釘)に深く関わる「土地家屋調査士」の仕事を紹介。身近な「境界トラブル」の例や、トラブルの早期解決を手伝う「境界ADRセンター」の紹介など、知っておきたい情報をわかりやすく紹介しています。

なお、同映像は、YouTube 日本土地家屋調査士会連合会チャンネル(www.youtube.com/user/tochikaokuchosashi)にて配信しております。

制作及び撮影にご協力いただきました関係者の皆様に改めてお礼申し上げます。ありがとうございました。



新潟会

『国際協力、社会貢献の一助に使用済みインクカートリッジで新潟県土地家屋調査士の誇りとやさしさを!』

新潟県土地家屋調査士会 広報部長 武田 一郎

タイトルに記しました新潟会広報事業である『国際協力、社会貢献の一助に使用済みインクカートリッジで新潟県土地家屋調査士の誇りとやさしさを!』は、元新潟会副会長(広報部長)であった青木勲氏の発案でありました。以下、青木氏の意図した要旨を盛り込みながら説明いたします。

当時から現在までも懸案とされ、また潜在的に要望の強い土地家屋調査士制度周知と知名度の向上は歴代広報部の重要な使命であります。

青木氏は新聞、テレビなどメディアを通じて社会、国民へ直接訴えかける一方通行的なPRも「継続こそ広報の基本」として緩急を図りながら継続するとともに、発想の転換を図ることを提案されました。

土地家屋調査士各事務所ではプリンターを使用するため、その使用済みインクカートリッジを回収し、NGOを通じて換金のうえ発展途上国の子供たちの生活や健康、身の環境整備のために提供される事業に協力することで、会員の善意と無償の協力的行為はささやかであったとしても、やがて社会貢献の一助となり国際協力的一端となることを会員に鼓吹いたしました。私たちが日常業務を通じ、そこから生じた廃棄物(インクカートリッジ)が環境を汚染することなく、さらに活用されるという彼我双方の意に

かなう途になりました。平成19年度事業計画公表以来、各支部からおおよそ290kgを越える量の協力があり、また、各県の土地家屋調査士会、連合会からも協力したいとして、資料、情報提供の要請を頂きました。

しかし、この事業は、新潟会として発想を起して以来まだ日も浅く、他の機関、組織に示す実績と評価を得ていないため、県の内外に大きな呼びかけをする体制、環境にありませんが、控えめに、また着実に実績を重ねることこそ、新潟会の現下取るべき姿勢としています。

幸いにして青木氏の発案以来7年目の本年から、新潟県内の全法務局にインクカートリッジ回収箱の設置をご当局の特段のお取り計らいにより実現できました。

今後の広報活動も、時代の変遷とともに従来の基本的広報手段を維持しながらも、他方、社会、国民など関わるすべての方々との「win・win・win」の関係構築ながら社会的認知に繋げていくことも必要なことと感じております。

さて、我がふるさと新潟のアピールです。

ただいまこの寄稿文を書いている4月から6月まで、新潟県内各自治体とJR6社が一体となって大型観光キャンペーン「うまさぎっしり新潟デスティ



インクジェットカートリッジ専用回収ボックス



法務局設置の3段積

ネーションキャンペーン」が展開されています。水は雪、酒は米、新潟は米どころ酒どころであります。

山海の料理を肴に新潟の地酒で一杯どうでしょうか。「えっどこで飲むの?」もちろん新潟は温泉数全国三位の多さです。

海、里、山、川のロケーション別のおすすめの温泉が沢山あります。前記の期間以外も通年にて、全国の土地家屋調査士ご同輩の皆様には是非とも越佐路にお越しいただき、おもてなしの心をゆっくりお楽しみください。ところで、実は我が愛しき地元の寄稿依頼文をテーマに頂いたときは真っ先に思い浮かべたのが新潟が誇る越後美人の代表である新潟県土地家屋調査士会事務局に在職の女性職員について寄稿したいと思い職員に打診したところ、丁寧に断られました。当地自慢の温泉どころのご紹介はいつでもオーケー承りますとのことをご報告いたします。

国際協力、社会貢献の一助に
使用済みインクカートリッジで 発展途上国の
子供たちを救える!!

土地家屋調査士の誇りと優しさを!

私たちの豊かな生活を送るには、この瞬間にも、発展途上国では数億人の子供たちが飢え、寒さ、病気で苦しんでいます。発展途上国は食料不足、貧困、病気、自然災害、環境汚染、人口増加などの課題を抱えています。この子供たちを一人一人救い出し、教育、健康、食料、水、エネルギーを確保して、共に豊かな生活を送る。一人一人の生活が、地球全体の発展に繋がります。地球が豊かになるまで、発展途上国の子供たちを救い出すまで、活動を続けたいと思います。

5分で
1分で
10分で
25分で

新潟県土地家屋調査士会
〒951-8501 新潟市中央区南万寿町1-1-1 電話 025-278-0007 FAX 025-278-0008
Eメール info@nikkai.or.jp URL http://www.nikkai.or.jp/~nikkai/

沖縄会 『島の光と影と会員と!』

沖縄県土地家屋調査士会 広報部理事 仲井間 慎也

大小、様々な島々を有する沖縄。そのいくつかの島々の中から、今回は、本島北部に浮かぶ島、伊江島とその伊江島から日々、船で本島の事務所まで通うユニークな会員をご紹介しますと思います。

観光の島

沖縄は観光の島として近年、更に観光客が増加しておりますが、先日のニュースでも、円高での国内旅行需要や格安航空会社運行もあって、県が発表した2013年度の観光客数は、658万人と過去最高を記録。地元新聞でも一面記事で大きく取り上げられました。人口の少ない本島北部に住んでいても、外国人(台湾、香港、中国)を多く見かけます。また、県外から多くの学生のみなさんが修学旅行で島を訪れるのも一つの特徴です。その理由としては、学生さんにとって、沖縄は、レジャースポットとしてのみならず、平和学習、戦争の恐ろしさを学習できる場所でもあるからだと思います。また、9・11アメリカ同時多発テロ直後の沖縄では、テロの再発を恐れ、島に来る修学旅行生が急激に減り、観光産業、ホテルやその他関係業者等大きな打撃を受けたことは、今でも覚えています。

小生(仲井間:39歳)が小学校6年生の頃、本島北部の学生は、首里城(那覇)、ひめゆりの塔(糸満)や、



伊江島(海洋公園から)

平和祈念資料館(糸満)といった戦争色、失礼、平和学習たっぷりの南部への修学旅行(日帰り)がほとんどで、最後に、那覇にあった大型ショッピングスーパー「ダイナハ」でお土産を買って帰るといってお決まりのコース。当時のダイナハは、田舎者の私には最もワクワクする、いわばディズニーランド的存在でした。現在はジュンク堂那覇支店となっています。一方、中南部の学生は、泊まりで北部の伊江島に行く学校が多かったようです。

沖縄戦

沖縄戦といえば、中南部、特に南部は激戦で、日本軍の基地、壕が多く存在したため、すさまじい攻撃を受け、住民の多くが犠牲となりました。そのため、中南部の住民は、戦地を避けるように、山や自然の多い比較的安全な北部(やんばる)へ避難した者も多かった。とはいえ、山でマラリアを患い、亡くなった方も多いという。そんな北部の中でも唯一、突出してアメリカの猛攻撃を受けた島、それが伊江島である。その大きな理由は、日本軍基地(飛行場)の存在である。米軍から凄まじい艦砲射撃を受けた後、伊江島に上陸、激しい戦闘で多くの方が犠牲となりました。



戦争の傷跡を今に伝える公益質屋

伊江島

本島北部にある海洋博公園の目の前に浮かぶ島、それが伊江島(周囲22 km)である。本部町備瀬から約4.5 km 本部港からフェリーに乗り30分で到着する。人口約4500人。島の特徴は、全体的に平たい島で、島のシンボルでもある城山(海拔172 m)が唯一の山で、人の住んでいるところ以外は、畑や牧場が目立つ。米軍基地もある。城山(ぐすくやま)は通称イージマタッチューと呼ばれており、岩山である。途中まで車で行き、駐車場から徒歩20分程度で登れる。階段が急で結構疲れるが、上から眺める景色

は最高である。頂上には三角点もあります。島はサトウキビと葉タバコ農業が盛んで、牛の畜産も行われている。今回、写真を撮りに島へ行きましたが、ゆり祭りの真最中でした。



ゆり祭りの風景



城山から眺める伊江島

ニイバンガジュマル

伊江島を散策すると、民家の横にガジュマルの木をよく目にする、ガジュマルの木には「キジムナー」という精霊が住むといわれる。キジムナーは魚とりが上手で、魚の目が大好物という。ここ伊江島に戦争直後、二人の日本兵が、母国の敗戦も知らずに、2年間もの間、ガジュマルの木の上で生活していた兵隊がいた。夜な夜な降りては、食べ物や米軍の缶詰などをあさり生活を続けたという。降りて来たとき一人は少し太っていたらしい。実話である。一人は沖縄県うるま市出身の佐次田さん(当時28歳)もう一人は宮崎県小林市出身の山口さん(当時36歳)。住民は戦後、本島に避難させられたため二人は敗戦に気づかずにいた。その木こそが「ニイバンガジュマル」である。今も伊江島に残っており、木の傍には、訪れた人用に看板も設置されている。昨年、NHKでも取り上げられましたが、井上靖さんの最後の作品として、沖縄戦をテーマにした戯曲、「木の上の軍隊」、肺ガンを患い、どうしても最後完成させることができなかったが、娘が父の遺志を引

き継ぎ、脚本家や有名俳優と共に作品を完成させ、東京渋谷のホールで公開されました。



ニイバンガジュマル

名嘉治男会員

この伊江島に生まれ、現在、自宅のある伊江島から本島北部にある事務所まで毎日フェリーで通勤する土地家屋調査士、名嘉治男会員(以下「名嘉さん」)を紹介したいと思います。まず小生の名嘉さんに対する印象を三つ上げるとすれば、第一に「大きい」、身長が180 cm近くあり、昭和28年生で、全国平均身長最下位の沖縄ではかなり大きいほうである。第二に「おしゃべり」である。声も特徴があり、よく響き、よく通る大きな声である。そしてよく笑う。第三に「自分に正直」である。内容はともかくとして思ったことは、はっきり言う人であり、行動もしかりである。小生も正直に生きたいが、あそこまでは無理である。

名嘉さんが土地家屋調査士になる前は、サトウキビ農家と畜産で繁殖牛を15頭ほど養っていて、サトウキビ生産組合長も勤めたという。牛削蹄師1級の資格もお持ちだとか。牛削蹄師とは、伸びた牛の爪を削るお仕事をする人のことをいうそうです。

また、勉強好きで、土地家屋調査士受験生用インターネット掲示板でも、「naka49」のハンドルネームで現在も活躍中です。正に知る人ぞ知る土地家屋調査士掲示板の有名な人です。正体をばらしてしまいましたが、名嘉さん、すいません(ご本人の承諾済)。小生が入会した当初、挨拶に行くと、こう聞かれました。名嘉さん「仲井間君、何回目で合格した？」小生「5回目です。」名嘉さん「だったら、僕の方がまだ優秀だよ」小生「何回目ですか」名嘉さん「8回目」名嘉さん「だって僕の方が君より長く勉強したんだもの」と強い伊江島なまりのお答えでした。

事務所には、本人自慢のレトロな測量機器が置いてあります。ネットオークションで集めたようです。

美ら海水族館に立ち寄った際は、名嘉さんの事務所を訪ねて、自慢のコレクションを覗いてみてはいかがでしょうか。

今日も名嘉さんは饒舌におしゃべりする。それを見て私は薄ら笑みを浮かべる。キジムナーに見えたりする。



名嘉治男さん



自慢のコレクション

偉大な先輩たちのDNAを受け継ぎ、次世代に渡す使命

～西本孔昭日本土地家屋調査士会連合会顧問の講演会から～

副会長 岡田 潤一郎

平成26年3月26日(水)日本土地家屋調査士会連合会(以下「日調連」という。)西本孔昭顧問の講演を取材させていただく機会に巡りあい、桜の花が咲き始めた先生の地元・名古屋の地にお邪魔させていただきました。当日は、春の初めの冷たい雨模様ではありましたが、会場の名古屋市公会堂四階ホールには250名を超える参加者が集まり、熱気に満ち満ちた雰囲気でした。西本顧問は、三代前の日調連会長であると同時に、現在も土地家屋調査士業界のご意見番として後進の育成にもあたたかい眼差しを向けておられるところです。

本稿においては、西本顧問の「不動産登記法の生命線である筆界特定制度」たるテーマに込められた、全国すべての土地家屋調査士に受け継いでもらいたい、制度の歴史的経緯や先人たちの想い、場面や局面における苦悩といった部分を伝えさせていただこうと思います。

講演会はまず、これまでの土地家屋調査士制度における節目節目における検証という切り口から始まりました。

(西本顧問)

土地家屋調査士制度制定40周年の時期には、当時、東京地方裁判所判事・青山正明先生が土地の「合分筆の登記」による地図混乱地域における地図整備推進策を解いていただいたにも係わらず、その後、日調連として特段の動きを見せることはなかった。また、50周年時及び60周年時には土地家屋調査士が、隣接法律専門職なのか否かを提唱されたり議論されてきたはずであり、「法制審議会不動産登記法部会」や通常国会の「衆・参法務委員会」でも機会を得て、精一杯に発言し、仲間である執行部役員の方々と共に走り回ったのに、その後の活動に提言型の意識が薄れてきているように感じる場所である。



各周年記念誌には、この平成の時代を生きる土地家屋調査士にも響く提言や当てはまる発信が数多く含まれているということであり、古い記念誌は、各土地家屋調査士の手元には存在しないことがほとんどですが、単位会の書庫には保存しているはず。また、その時々の日調連会報にも掲載されている事柄もありますので、さっそく確認し検証することが私たちの使命だと考えるところです。

(西本顧問)

多くの先輩たちの苦勞と努力によって、誕生した筆界特定手続の申請こそが、土地家屋調査士さらには不動産登記法の生命線である。「筆界」あつての三条業務であり、不動産登記の真実性を担保するための大きな一歩である「筆界」から私たちは逃げてはいけない。紛争の予防を大目標として、困っている人に寄り添うこと、法曹界に地図を読める仲間を増やすこと、人と土地の歴史が読めることが土地家屋調査士という職業なのである。決して、実務家という美名におだてられた代書屋で終わることなかれ。



私たちは三条業務という枠組みを小さく解釈してきたのかもしれませんが、筆界特定手続も境界ADRもツールであって、目標や目的ではなかったはずです。様々な法改正の先を考え、そして何故これらの制度を作ったのかを意識しておく必要を感じます。依頼人の体力と信頼感を考えたとき、常日頃から知識を蓄え、スピードを重視し、社会的活動の一環を担う覚悟を持つ必要を感じました。

その後、お話は土地家屋調査士特別研修、筆界調査委員・地域の慣習にも及びました。

(西本顧問)

私自身は、「筆界」にこだわり続けてきたし、土地家屋調査士人生50年のうち「筆界」に26年間を捧げた人生である。

本来、土地家屋調査士特別研修の科目に盛り込んでおくべきは、「筆界論」であり「境界鑑定論」ではなかったのか。「筆界論の確立」こそが、私たち土地家屋調査士が隣接法律専門職種たる使命だったはず。

筆界特定手続における「筆界調査委員」も筆界特定登記官の助手的存在ではなく、境界鑑定講座を受講する等の一定の鑑定論を持った土地家屋調査士会員を活用すべきであろう。

私が日調連会長時代に各单位会にお願いして、「地域の慣習」に関する調査・研究・検証と収集をお願いしたが、大変なご苦勞を重ねていただき、その成果の高さや大きさには、感動を伴う素晴らしいものがあり、心から賛辞と謝意を表します。例えば、明治期の所有権の夜明けについても、1643年(寛永年間)の「田畑勝手売買の禁」があって明治5年の「禁解除」をセットで理解し記憶していないから駄目であったことに気付くべきであろう。特に「とやまの地籍」に記された「田地割」とする田畑の割り替え(20年で交換する等の)制度などは、国内の著名な学者にも知る人ぞ知ると言わしめる研究である。こうした血の滲むような努力を、【本が届いた、パラパラっと見た、本棚に飾った】程度の対処では、私から言わせれば「罰当たり」だ。そのような状態では、制度が発展するわけがない。

日調連では、過去から今日まで、境界鑑定講座の企画と開催、伝承といった形でも筆界に関する取組みを展開してきました。そして、本年発刊しました

「土地家屋調査士白書2014」のデータ収集、編纂作業の中でも、各地域における境界鑑定委員会や境界鑑定研修会の継続の必要性和有用性を痛感したところです(土地家屋調査士白書P73、P74に掲載した内容を後日、評価いただきました)。日調連では、平成26年度中に「実務講座」として筆界論を討議する場を準備させていただく予定です。

将来に向けての布石として

(西本顧問)

攻撃こそ大きな防御である。

政治連盟とも熱い連携を持って成果をあげてきたところであるが、自分たちの都合だけで法改正なんて出来るわけがない。みんなで時間をかけて議論し、自分たちの未来は自分たちで切り開く気概と、官でやれないことを民でやるといった役所をも巻き込んだ運動の展開が大切である。そして、社会貢献の出来ない組織は専門職集団とは認知されるはずがないということである。

境界ADRの場面も筆界特定手続や筆界調査委員も会員一人一人が土地家屋調査士制度広報員としての気概と責任を持って欲しい。様々な声が聞こえてくる時もあるが、世の中、動かない人ほど文句を言うものである。

具体的提言として、不動産登記法第14条地図作成作業と地籍調査事業に限っては、「境界確定委員会制度」の理論と実践を活かす道を探ってみてはいかがか。また、少子高齢化社会における土地の有効活用、都市の高度利用化における権利の及ぶ範囲等を分かりやすく表題部に表現する登記の必要性を研究しませんか。

今回の講演会でも、西本顧問からは大切なメッセージをいただきました。「初期の案から処分権のない制度として発足したとしても、実績を積み、能力向上を裏付けて「境界確定委員会制度案」を復活させるのだ。」と日調連理事会の場で力説されておられた当時の西本会長を思い出しました。

私どもは、西本顧問や多くの先輩方の知恵と経験を今のうちにしっかりと聴き、次の世代に継承することが、国民のみなさんにとって土地家屋調査士制度を身近なものにしていくことにつながるのだと実感するところです。

私個人としても、永い役員生活において慣れからくる視野狭窄に陥っていたことを思い知らされた2時間でした。上から目線と権威に敏感な体質改善を行うことを常に省みることにします。

会 長 レ ポ ー ト

R E P O R T

4月16日
～5月15日

4月

17日

春の園遊会

全国1万7千余名の会員を代表して、園遊会に出席させていただいた。天候にも恵まれ、晴れやかな一日を過ごさせていただき、感謝…。

17～18日

第1回監査会の立会い

岡田・加賀谷・菅原・宮嶋各副会長、竹谷専務理事、小保方財務部長出席の下、平成26年度第1回監査会に臨む。平成25年度の業務、会計監査に関して、各部から提出されたチェックシートを基に報告を行うことができ、効率的であった。

23日

宏池会と語る会

竹谷専務理事と共に自由民主党の宏池会と語る会に出席。全調政連からも横山会長、佐々木副幹事長が出席されていた。

24日

第3回正副会長会議

各副会長、専務理事、総務部長出席の下、主に午後から開催の平成26年度第1回理事会審議事項及び協議事項の対応について協議を行う。その他にも懸案事項として、不動産登記法第14条地図作成の件、FIG対応、オンライン申請、外部からの研修会講師派遣要請等について協議した。

顕彰審査会

各副会長、専務理事、各常任理事と共に、本年の連合会長表彰に関して協議し、承認の手続を行った。

株式会社東京リーガルマインド(LEC)代表取締役会長及び代表取締役社長との面談

LECの反町勝夫会長並びに新社長の反町雄彦氏が来館され、全国的な企業活動の中で、受験者増

のために土地家屋調査士資格の紹介にこれまで以上の力を入れるとのことをお話をいただく。

教育界とのつながりは、「境界紛争ゼロ宣言!!」を展開するうえでも、大変重要な事項であることを再認識した。

24～25日

第1回理事会

全役員出席の下、平成26年度最初の理事会を開催した。主には、6月の連合会総会に付議すべき案件を精査しつつ審議し、総会対応に関する事務的な事項について協議とした。各理事からも活発な意見、提案をいただき、大いに参考としたいと感じたところである。

5月

1日

会務処理(政策要望案等についての検討)

岡田副会長、加賀谷副会長、菅原副会長、宮嶋副会長、中塚総務部長と共に、先の第1回理事会における各意見も意識しつつ、政策要望と予算要望に関して検討を行った。

12日

叙勲をお祝いする夕食会

全国の単位会総会に日程の関係上、代理出席もかなわない会に対して、連合会長として挨拶を収録し、日頃のお礼と今後の方針を中心にDVDに収めてみる。その後、岡田副会長、竹谷専務理事と共に叙勲の伝達式を終えられた先生方との夕食会に参加。叙勲を受けられた皆さんと共に過ごす時間は、とても華やかで気持ちの良いものだ。

13日

第9回国際地籍シンポジウム論文審査会

清水英範教授(東京大学)、鎌野邦樹教授(早稲田大学)にもご出席いただき、第9回国際地籍シンポジウムにおける発表論文の審査を行った。岡田・

宮嶋両副会長同席。

武藤容治衆議院議員「政経フォーラム2014（東京）」
私の地元、岐阜県選出の武藤容治議員のフォーラムに出席。

14日

制度対策本部「政策要望案策定」検討チーム会議
加賀谷・宮嶋両副会長、瀬口制度対策本部員出席
の下、土地家屋調査士として、国民生活の利便性
向上のため政策要望を中心に議論、検討。

埼玉会 第69回定時総会

全国50会のトップを切って開催された埼玉会総

会に出席し、祝辞を申し上げた。

さいたま地方法務局長の祝辞の中で、オンライン
登記申請の利便性向上について触れられ、連合会
が訴え続けている内容が加速度的に動き出す期待
を感じた。

15日

保岡興治衆議院議員「近未来政治研究会と語る集い」
自由民主党土地家屋調査士制度改革推進議員連盟
の名誉顧問・保岡興治議員主催の勉強会に参加。
テレビでもお馴染みの田原総一郎氏が「保守とり
べラル」について講演。

会務日誌

4月16日～5月15日

4月

17～18日

第1回監査会

21～22日

研修体系構築検討チーム会議

<議題>

- 1 土地家屋調査士研修体系の在り方について

24日

第3回正副会長会議

<協議事項>

- 1 平成26年度第1回理事会審議事項及び協議事項の対応について

顕彰審査会

<議題>

- 1 平成26年度日本土地家屋調査士会連合会被顕彰者について

24～25日

第1回理事会

<審議事項>

- 1 平成26年度日本土地家屋調査士会連合会被顕彰者について

- 2 平成25年度一般会計及び同特別会計収入支出決算報告について

- 3 日本土地家屋調査士会連合会旅費規程及び同役員給与規程の一部改正(案)等について

- 4 各土地家屋調査士会の財政状況に応じた事業助成について

- 5 第10回土地家屋調査士特別研修の実施方針(案)について

- 6 第10回土地家屋調査士特別研修に係る公益財団法人日弁連法務研究財団との委託契約の更新について

- 7 平成26年度事業方針大綱(案)及び同各部等事業計画(案)について

- 8 平成26年度一般会計及び特別会計収入支出予算(案)について

- 9 第71回定時総会提出議案について

<協議事項>

- 1 第71回定時総会の対応について

- 2 日調連特定認証局の民間認証局移行に伴う諸規程の一部改正(案)及び日本土地家屋調査士会連合会電子証明に関する規則の新設(案)について

第1回理事会業務監査

5月

8～9日

第1回日調連技術センター会議

<協議事項>

- 1 登記基準点についての指導・連絡
- 2 土地家屋調査士会と日調連技術センターの連携
- 3 会員技術向上参考資料の作成

8日

第1回編集会議(電子会議)

<協議議題>

- 1 土地家屋調査士会の実施する事業等についての紹介
- 2 「事務所運営に必要な知識」について
- 3 6月号の編集状況について
- 4 7月号から9月号の掲載記事について
- 5 「地面のボタンのなぞ」の記事について

13日

第1回広報部会

<協議事項>

- 1 平成26年度の土地家屋調査士の日に関する啓発活動について
- 2 メディア等を利用した広報活動について
- 3 『境界紛争ゼロ宣言!!』のロゴ及びポスターの作成について
- 4 『境界紛争ゼロ宣言!!』に係る看板設置について
- 5 全国一斉不動産表示登記無料相談会の共通ポスターについて
- 6 G空間EXPO2014への参画について
- 7 今年度の受験者アンケートの内容等について
- 8 各土地家屋調査士会広報部との連携について

- 9 全国一斉不動産登記無料相談会の取材及び記事について

- 10 「事務所運営に必要な知識」について

- 11 市場リサーチの分析と発信について

第1回業務部会(電子会議)

<協議議題>

- 1 平成26年度事業計画の進捗状況の報告と確認について

- 2 平成26年度事業計画の確認及び各事業の担当について

第9回国際地籍シンポジウム発表論文審査会

14日

制度対策本部「政策要望案策定」検討チーム会議

14～15日

第1回研修部会

<協議事項>

- 1 専門職能継続学習の運用について
- 2 新人研修の実施・検討について
- 3 eラーニングの拡充・整備と運用について
- 4 研修ライブラリの運用・更新について
- 5 研修用教材の運用・更新について
- 6 土地家屋調査士特別研修の支援と受講促進について
- 7 ADR認定土地家屋調査士研修の検討と啓発について

第1回会員必携見直しWG

<議題>

- 1 「会員必携」の見直し作業の実施方法等について

ちょうさし俳壇

第349回



聖五月

水上陽三

木には木の隠れ顔あり木の芽山
裏作も見頃を過ぎし穀雨かな
先代は朽ちてしまひぬ幟竿
朴一花風梢々と先師の天
身の籬の指輪もひとつ聖五月

雑詠

水上陽三選

岐阜 堀越貞有

攀じ上ることしか知らず鉄線花
賑やかや空のひばりと野のこども
手摺なき石段登る荒神輿
筈に備中鍬の刃跡あり
遠花火恩師はすでに汽車の中

東京 黒沢利久

若き日の山々遠く夏が来る
長男の赴任の校舎暮春光
さくら咲く北園高校南門
花時のとげぬき地藏通りかな
雉子鳩の声を近くに若葉風

茨城 島田 操

男子生れ届きし柏餅の嵩
農の手を休め草笛吹いてみる
流れ行く雲を移して植田澄む
この家に男児誕生鯉幟
戦中を生き抜いて老ゆ昭和の日

茨城 中原ひそむ

光年てふ歲月ありぬ春北斗
瓶に挿す牡丹は蕾固けれど
黄砂降る曾孫の生きる世を思ふ
津波禍の瓦礫彼方に鳥帰る
新緑やナース押し行く車椅子

東京 雅々女

実桜を落とす鳥のしたり顔
南風吹く海に向かつて胡座かな
雨粒はビーズのごとく薔薇の葉に

長野 中沢 武

散りぎわの吉野の花と真田武士
人恋うや六文銭の桜かな

愛知 鍋田建治

小雨降る枝垂桜の花明り
議事堂や银杏若葉の天を突く

今月の作品から

水上陽三

攀じ上ることしか知らぬ鉄線花

堀越貞有

鉄線は細い蔓の強さから鉄線と呼ばれる
そうである。冬場は生きているのか死んで
いるのかも分らぬ状態であるが時が至れば
一斉に芽を噴き、葉の脇から花茎を伸ばし
て紫色の六弁のしゃつきりとした花を咲か
せる。

蔓性植物でまさに上に伸びることしか知

らない趣である。植物の性質を延べ、花そ
のものの説明をしていないのがよい。

余談となるが、この作者数か月投稿がな
かったので体の調子でも悪いのではないか
と心配していたが、今回の投稿を見る限り
杞憂であったと安心している。

黒沢利久

若き日の山々遠く夏が来る

夏が来る度に登山に興じた若い日は遠の
いてゆく寂寥感を詠ったものと解する。若
い日が遠くなると言わず、山々が遠くなる
と言ったところに俳句的表現があるのであ
る。

島田 操

男子生れ届きし柏餅の嵩

この句の場合、男子生れは「おのこあれ」
と読むべきだろう。地方地方でそれぞれ風
習が違うのではつきりとは分からないが、
この地方では出生の祝いに柏餅が届けられ
るのである。嵩とのみ言っているがその
多さが想像できる。沢山の柏餅は恐らく近
親や近隣に配られるのであろう。

中原ひそむ

光年てふ歲月もあり春北斗

作者の地方では星が良く見えるのであろ
う。何億光年と言う遙かな時空に思いを馳
せる作者に共感を覚える。

2013年度「土地家屋調査士」掲載

索引

2013年4月号(No.675)

}

2014年3月号(No.686)

■制度

| 掲載目 | 掲載号 | 号数 | 区分、見出し |
|-----|---------|-----|------------------------|
| 連合会 | 2014. 2 | 685 | 平成25年度土地家屋調査士試験の結果について |

■報告

| 掲載目 | 掲載号 | 号数 | 区分、見出し |
|-----|---------|-----|-------------------------------------|
| 連合会 | 2013. 5 | 676 | 平成24年度 第2回全国会長会議 |
| | 2013. 8 | 679 | 第70回定時総会 |
| | 2013.10 | 681 | 全国一斉不動産表示登記無料相談会開催報告 |
| | 2013.10 | 681 | 内閣官房副長官 表敬訪問 |
| | 2013.11 | 682 | 国土交通大臣 表敬訪問 |
| | 2014. 1 | 684 | 平成25年度 第1回全国会長会議開催報告 |
| | 2014. 3 | 686 | 平成25年度 第2回全国会長会議開催報告 |
| 財務部 | 2013. 8 | 679 | 第28回写真コンクール開催 |
| | 2013. 9 | 680 | 団体定期保険の終了について |
| | 2014. 1 | 684 | 大規模災害基金状況 |
| 広報部 | 2013.12 | 683 | 平成25年度土地家屋調査士試験受験者対象 アンケート調査ハガキ集計結果 |

■取材

| 掲載目 | 掲載号 | 号数 | 区分、見出し |
|-----|---------|-----|--|
| 広報部 | 2013. 4 | 675 | 土地家屋調査士が保有する業務情報公開システムの構築に関する説明会 |
| | 2013. 4 | 675 | 四国ブロック ADR研修会の報告 |
| | 2013. 5 | 676 | 「宇宙インフラ利活用人材をどう育成するか」国際セミナー参加レポート |
| | 2013. 5 | 676 | ほっかいどう地図・境界シンポジウム2013 |
| | 2013. 9 | 680 | 九州ブロックコミュニケーションツール活用研修会 |
| | 2013. 9 | 680 | 東京土地家屋調査士会境界紛争解決センター 設立10周年記念シンポジウム |
| | 2013.10 | 681 | 「土地家屋調査士の日」記念事業 土地家屋調査士ADRセンター全国50会設立記念事業 2013地籍シンポジウム in 中部 すべての始まりは境界～不動産取引と公共用地取得の現場から～ |
| | 2013.10 | 681 | 平成25年度土地家屋調査士試験受験者対象 アンケート調査ハガキの配布を実施しました |
| | 2013.12 | 683 | コンプライアンス・プログラム改訂版について |
| | 2013.12 | 683 | 境界問題相談センターおおさか 設立10周年記念シンポジウム |
| | 2014. 1 | 684 | 中国ブロック協議会担当者会同 開催報告 |
| | 2014. 1 | 684 | 愛知会のマスコットキャラクター「きょうかい君・あいちゃん」 「ご当地キャラ博」 in 彦根2013で制度広報 |
| | 2014. 2 | 685 | 伊能図フロア展 in 指宿 |
| | 2014. 3 | 686 | 第10回全国青年土地家屋調査士大会 in 大阪 |

| 掲載目 | 掲載号 | 号数 | 区分、見出し |
|-------------------------|------------|---------|--|
| 土地家屋調査士会 ブロック 協議会 | 2013. 4 | 675 | 『表示板設置事業』～事業完了によ せて～（静岡会） |
| | 2013. 4 | 675 | 「地籍シンポジウム in 滋賀2013」開 催報告（滋賀会） |
| | 2013. 6 | 677 | 福島会の現状報告（福島会） |
| | 2013. 6 | 677 | 寺子屋「THE・三島」村絵図勉強会 （大阪会） |
| | 2013. 8 | 679 | 第7回つくば国際ウオーキング大会 （茨城会） |
| | 2013. 9 | 680 | 境界問題相談センターみえ 設立記 念式典（三重会） |
| | 2013. 9 | 680 | 「高山右近」の子孫として（石川会） |
| | 2013.11 | 682 | 平成25年度愛知県・稲沢市総合防 災訓練に出展して（愛知会） |
| | 2013.11 | 682 | 第28回 日本土地家屋調査士会連 合会親睦ゴルフ大会（青森会） |
| | 2013.11 | 682 | 12th SOUTH EAST ASIAN SURVEY CONGRESS（第12回東 南アジア測量会議）（岐阜会） |
| | 2014. 1 | 684 | 琉球国之恩と完全復元伊能図フロア 展（沖縄会） |
| | 2014. 2 | 685 | 境界ADRの問題点を問う（その1） （愛知会 あいち境界問題相談セン ター運営委員会） |
| | 2014. 2 | 685 | 中部ブロック協議会広報担当者会議 を通じて～「個」と「全」の架け橋と は何か～（福井会） |
| | 全 調 政 連 | 2013. 5 | 676 |
| 外部団 体事業 | 2013. 5 | 676 | 第4回 不動産流通制度市場研究会 |
| | 2013. 6 | 677 | 地籍問題研究会 平成25年度通常 総会及び第6回定例研究会 |
| | 2013. 6 | 677 | 日本マンション学会 神戸大会2013 参加報告 |
| | 2013. 7 | 678 | 情報知識学会 第21回年次大会 シンポジウム |
| | 2013. 8 | 679 | 第7回つくば国際ウオーキング大会 |
| | 2013.10 | 681 | 2013FIM世界耐久選手権シリーズ第2 戦「コカ・コーラゼロ」鈴鹿8時間耐久 ロードレース第36回大会で制度広報 |
| | 2013.11 | 682 | 地籍問題研究会 第7回定例研究会 |
| | 2013.12 | 683 | 一歩(分)一間図に基づき筆界を確定し た裁判例(徳島地裁平成16年3月18日) |
| | 2014. 1 | 684 | 明海大学不動産学部「不動産キャリ アデザイン」講義 |
| | 2014. 1 | 684 | 地籍問題研究会 第8回定例研究会 |
| | 2014. 3 | 686 | G空間EXPO2013開催 地理空間 情報科学で未来をつくる |

■挨拶

| 掲載目 | 掲載号 | 号数 | 区分、見出し |
|--------------|---------|-----|----------------|
| 連合会 | 2013. 8 | 679 | 会長・副会長就任の挨拶 |
| | 2013. 9 | 680 | 専務理事・常任理事就任の挨拶 |
| | 2013.10 | 681 | 理事・監事就任の挨拶 |
| | 2013.12 | 683 | 平成25年を振り返る |
| | 2014. 1 | 684 | 新年の挨拶／新年のご挨拶 |
| 法務省 | 2014. 1 | 684 | 新年の挨拶／新年の挨拶 |
| 土地家屋 調査士会 | 2013. 7 | 678 | 全国の会長紹介 |

■告知

| 掲載目 | 掲載号 | 号数 | 区分、見出し |
|-------------|---------|---------|---|
| 連合会 | 2013. 7 | 678 | 2013地籍シンポジウム in 中部 開 催案内 |
| 総務部 | 2013.11 | 682 | お知らせ 日調連特定認証局の民間 認証局への移行に伴う電子証明書の 発行等に関する重要なお案内 |
| 研修部 | 2013. 4 | 675 | 土地家屋調査士新人研修修了者 近 畿・中部・中国・九州・東北・北海 道・四国ブロック |
| | 2013. 7 | 678 | 土地家屋調査士新人研修開催公告 （関東ブロック） |
| | 2013.10 | 681 | 第9回土地家屋調査士特別研修の開 催について |
| | 2013.11 | 682 | 第9回土地家屋調査士特別研修の開 催について |
| | 2013.11 | 682 | 土地家屋調査士新人研修開催公告 （北海道ブロック） |
| | 2013.12 | 683 | 土地家屋調査士新人研修開催公告 （四国ブロック） |
| | 2014. 1 | 684 | 土地家屋調査士新人研修修了者（関 東ブロック） |
| | 2014. 1 | 684 | 土地家屋調査士新人研修開催公告 （九州ブロック） |
| | 2014. 2 | 685 | 土地家屋調査士新人研修開催公告 （中国ブロック） |
| | 業務部 | 2013. 9 | 680 |
| 広報部 | 2013.10 | 681 | G空間EXPO2013のお知らせ |
| 法務省 | 2013. 4 | 675 | 法務省保護局公式 ツイッター始め ました！ |
| | 2013. 7 | 678 | 法務省主唱“社会を明るくする運動” ～犯罪や非行を防止し、立ち直りを 支える地域のチカラ～ |
| 人 事 | 2013. 5 | 676 | 人事異動 法務局・地方法務局 |
| 叙 勲・ 黄 綬 | 2013. 6 | 677 | 平成25年 春の叙勲・黄綬褒章 |
| | 2013.12 | 683 | 平成25年 秋の叙勲・黄綬褒章 |

■募集

| 掲載目 | 掲載号 | 号数 | 区分、見出し |
|-----|---------|-----|-----------------------------------|
| 連合会 | 2013. 6 | 677 | 平成26年度 明海大学不動産学部企業推薦特別入試のご案内 |
| | 2013.12 | 683 | 平成26年度 明海大学不動産学部企業推薦特別入試のご案内 |
| | 2014. 3 | 686 | 第9回国際地籍シンポジウム(韓国)会員研究論文募集のお知らせ |
| 財務部 | 2013. 6 | 677 | 第28回日本土地家屋調査士会連合会親睦ゴルフ大会開催案内 |
| 共済会 | 2014. 2 | 685 | 【平成26年度】測量機器総合保険(動産総合保険)の中途加入のご案内 |
| | 2014. 3 | 686 | 第29回写真コンクール作品募集 |

■斡旋

| 掲載目 | 掲載号 | 号数 | 区分、見出し |
|-----|---------|-----|------------------------|
| 広報部 | 2013. 5 | 676 | 土地家屋調査士2014年オリジナルカレンダー |
| | 2013. 8 | 679 | 〃 |

■書籍紹介

| 掲載目 | 掲載号 | 号数 | 区分、見出し |
|------------|---------|-----|----------------------------------|
| 土地家屋調査士の本棚 | 2013.12 | 683 | 調べてみよう!!地面のボタンのなぞ 一番えらいボタンをさがせ!! |

■その他

| 掲載目 | 掲載号 | 号数 | 区分、見出し |
|-----|---------|-----|-------------------------------|
| 連合会 | 2013. 5 | 676 | 松岡直武名誉会長を偲んで |
| | 2013. 6 | 677 | 〃 |
| | 2013.11 | 682 | 土地の境界問題に関するADRセンターの啓発ポスターについて |

■レギュラーコーナー

FIG ワーキングウィーク 東日本大震災特別セッションにおける日本からの報告

| 掲載号 | 号数 | 区分、見出し |
|---------|-----|-------------------|
| 2013. 4 | 675 | 第5回 災害時におけるVGIの活躍 |

事務所運営に必要な知識
—時代にあった資格者であるために—

| 掲載号 | 号数 | 区分、見出し |
|---------|-----|--|
| 2013. 4 | 675 | 第12回 オンライン登記申請の現在、そして未来(2) |
| 2013. 5 | 676 | 第13回 土地家屋調査士業務におけるIT化のススメ |
| 2013. 7 | 678 | 第14回 2項道路の実務 第15回 土地家屋調査士が知っておくべき土地区画整理事業のしくみ |
| 2013. 8 | 679 | 第16回 現代都市を語る用語—持続可能な都市とコンパクトシティ |
| 2013. 9 | 680 | 第17回 前向きな土地家屋調査士生活のススメ |
| 2013.10 | 681 | 第18回 人に伝わる文章の書き方 |
| 2013.11 | 682 | 第19回 建物について—建築基準法の視点から— |
| 2013.12 | 683 | 第20回 知っておくべき相続税の知識 |
| 2014. 1 | 684 | 第21回 スルーされない広報の考え方 |
| 2014. 2 | 685 | 第22回 訪問と来客対応のマナー |
| 2014. 3 | 686 | 第23回 知っておくべき消費税の知識 |

東日本大震災報告会～被災地からの発信～

| 掲載号 | 号数 | 区分、見出し |
|---------|-----|--------------------------------|
| 2013. 4 | 675 | 東日本大震災報告会～被災地からの発信～第一部 被災体験を聞く |
| 2013. 5 | 676 | 東日本大震災報告会～被災地からの発信～ |

我が会の会員自慢

| 掲載号 | 号数 | 区分、見出し |
|---------|-----|-------------------|
| 2013. 4 | 675 | Vol.15 (神奈川会、鳥取会) |
| 2013. 5 | 676 | Vol.16 (埼玉会、札幌会) |
| 2013. 6 | 677 | Vol.17 (千葉会、福岡会) |
| 2013. 7 | 678 | Vol.18 (茨城会、佐賀会) |
| 2013. 8 | 679 | Vol.19 (栃木会、長崎会) |
| 2013. 9 | 680 | Vol.20 (群馬会、大分会) |
| 2013.10 | 681 | Vol.21 (静岡会、熊本会) |
| 2013.11 | 682 | Vol.22 (山梨会、鹿児島会) |
| 2013.12 | 683 | Vol.23 (長野会、宮崎会) |
| 2014. 1 | 684 | Vol.24 (新潟会、沖縄会) |
| 2014. 2 | 685 | Vol.25 (大阪会、宮城会) |

愛しき我が会、我が地元

| 掲載号 | 号数 | 区分、見出し |
|---------|-----|-----------------|
| 2014. 3 | 686 | Vol.1 (札幌会、愛媛会) |

ネットワーク50

| 掲載号 | 号数 | 区分、見出し |
|---------|-----|-------------|
| 2013. 4 | 675 | 島根会・神奈川県 |
| 2013. 5 | 676 | 岩手会 |
| 2013. 6 | 677 | 大分会 |
| 2013. 7 | 678 | 兵庫県 |
| 2013. 8 | 679 | 山形会・兵庫県・香川会 |
| 2013. 9 | 680 | 兵庫県・神奈川県 |
| 2013.10 | 681 | 三重会 |
| 2013.11 | 682 | 秋田会 |
| 2013.12 | 683 | 神奈川県・兵庫県 |
| 2014. 1 | 684 | 京都府・大阪会 |
| 2014. 2 | 685 | 岩手会・長野会 |
| 2014. 3 | 686 | 神奈川県・岐阜会 |

公嘱協会情報

| 掲載号 | 号数 | 区分、見出し |
|---------|-----|----------------|
| 2013. 4 | 675 | 公嘱協会情報 vol.100 |
| 2013. 5 | 676 | 公嘱協会情報 vol.101 |
| 2013. 7 | 678 | 公嘱協会情報 vol.102 |
| 2013. 9 | 680 | 公嘱協会情報 vol.103 |
| 2013.11 | 682 | 公嘱協会情報 vol.104 |
| 2014. 1 | 684 | 公嘱協会情報 vol.105 |
| 2014. 3 | 686 | 公嘱協会情報 vol.106 |

「地名散歩」

一般財団法人日本地図センター客員研究員 今尾 恵介

| 掲載号 | 号数 | 区分、見出し |
|---------|-----|-----------------------|
| 2013. 4 | 675 | 第13回 新田という地名 |
| 2013. 5 | 676 | 第14回 読みと表記が変わった市町村 |
| 2013. 6 | 677 | 第15回 富士山の地名 |
| 2013. 7 | 678 | 第16回 川にちなむ自治体・行政区名が急増 |
| 2013. 8 | 679 | 第17回 通称の地名 |
| 2013. 9 | 680 | 第18回 北海道の地名 |
| 2013.10 | 681 | 第19回 峠にまつわる地名 |
| 2013.11 | 682 | 第20回 方言の地名 |
| 2013.12 | 683 | 第21回 町と村はどう違うのか |
| 2014. 1 | 684 | 第22回 縁起のよい地名たち |
| 2014. 2 | 685 | 第23回 平地の地盤にまつわる地名 |
| 2014. 3 | 686 | 第24回 増加するカタカナの地名 |

会長レポート

全号にわたり掲載

ちょうさし俳壇 選者 水上 陽三

全号にわたり掲載

会務日誌

全号にわたり掲載

土地家屋調査士名簿の登録関係

全号にわたり掲載

国民年金基金から

全号にわたり掲載

索引

| 掲載号 | 号数 | 区分、見出し |
|---------|-----|---------------------|
| 2013. 6 | 677 | 2012年度「土地家屋調査士」掲載索引 |

人生まさかの坂に備えて

宮城会 星 貞行

私が45歳の時に土地家屋調査士国民年金基金が創設され、早いもので23年の年月が経ちました。創設時には、宮城会の現相談役の高橋眞先生が土地家屋調査士国民年金基金設立発起人会東北ブロック委員として参画し、基金設立に対する熱い思いで会務に取り組んでおられました。その後、全国8ブロックから選出の代議員の中よりさらに理事に就任された先生から、職能型国民年金基金の存在は、わが業界のイメージアップ、会員の福祉増進、業界内の結束力強化につながる等、日々拝聞いたしました。加入者募集が最大の課題であり、設立要件の3,000名達成等越えなければならぬハードルがあり、加入勧奨に努力されておられたことを昨日のこのように思い出します。

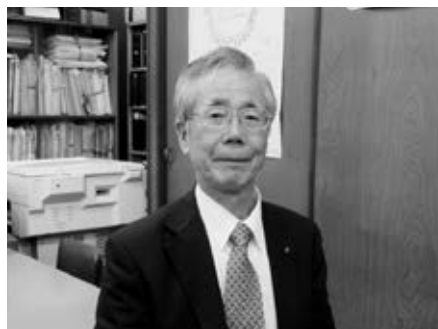
当時、宮城会の企画担当役員を務めておりました私は、土地家屋調査士にとって将来を見据えた素晴らしい制度創設と期待いたしました。その反面、制度の定着には大変な期間と啓蒙が必要と感じました。まだ年金の種類、給付の型に理解もなく、若いがため将来の老後生活のことを認識できないまま、第三者的な立場で妻と補助者と共に加入いたしました。

その後、私は理事・代議員の亀山一宏先生の後を受け、平成12年4月から平成15年3月まで、基金の代議員を3年間務めさせていただきました。

当時、文京区音羽の日調連事務局に隣接していた会議室に、水上要蔵理事長はじめ理事、監事の方々と基金代議員会に出席させていただきましたが、会議資料の多さと初めて接する年金経理等の知識不足に戸惑いを感じました。バブル景気崩壊後の景気後退等で、資金運用の難しさなど多くのことを勉強させていただきました。

さて、東日本大震災から3年3か月が経過しました。昭和53年の宮城県沖地震を経験しておりましたが、平成23年の地震規模はそれ以上で、私は事務所のデスクで書類の整理中、慌てて外に飛び出し、あまりの揺れに道路上にしゃがみこんで、駐車場の自動車の激しい縦揺れ、地面が激しく長く続く揺れに地球の終わりかと恐怖を感じました。揺れがおさまり、事務所内の片付けをソコソコに、余震の続く中連絡のとれない自宅に大渋滞を潜り抜け帰宅することができました。

自宅の中はあらゆる物が散乱し、2階の洗濯機のホースの継口が破損して1階茶室は水浸し、まだ水道が出ていましたが間もなく断水、電気、都市ガスなどのライフライン



がすべて止まりました。夜、家族で近くの避難所に行きましたが満員で入れず、車中でラジオのニュース、携帯電話のワンセグ放送で津波の惨状等、地震情報を得て一夜が明けました。翌日からは給油所と給水所、また食品買い出しの長蛇の列に何度も並び、目前で品切れになり徒労に終わることもありました。大災害にも、臨機に対応できる生活環境の多様化も必要だと痛切に思いました。土地家屋調査士の業務は半年ほど皆無に近く、業務収入はあまり見込めませんでした。年金基金受給と公的支援で2、3か月は何とかその日その日の生活を送ることが出来ました。本当に感謝の気持ちでいっぱいです。

私事で恐縮ですが、ことわざに地震、雷、火事、親父(台風)ということばがありますが、還暦を過ぎてから雷と親父以外の災害で仮住まいを体験し、まもなく東日本大震災により自宅に損傷を受け、また以前よりの不摂生がたたわり、震災後、3大成人病の死亡率一位の病で2度ほど手術入院をしました。

「人生には3つの坂がある」といわれますが、何事もうまくゆくのぼり坂、何事もうまくゆかない下り坂、予期せぬ危機がおきる「まさかの坂」に、私自身充分に対処できる準備をしてきたかどうかと今更ながら反省をしております。

地震後、出来る範囲内で地震保険、生命保険に加入いたしました。また、本年度より妻も些少ですが年金基金を受給することになり、加入していて良かったと喜んでおります。

土地家屋調査士は停年が無い自由業ではありますが、身体的、精神的にいつかは老後の第二の人生を迎えます。諸先輩方が築き上げた土地家屋調査士国民年金基金制度を利用され、ゆとりある生活を迎えられるよう、今からでも加入しませんか！

今、土地家屋調査士
国民年金基金 に入ると

東京ディズニーリゾート
パークチケット(ペア)を
プレゼント!!

抽選で
毎月2組
4名様に



チャンスはこの期間だけ!

2014 6/1 ~ 10/31 (必着)

■ 賞品

東京ディズニーリゾート® パーク1デーチケット(ペア) 毎月2組4名様 計10組20名様
♪東京ディズニーランド®、東京ディズニーシー®のどちらかのパークを1日楽しめるチケットです。

■ 応募対象者

- ① 期間中に新規に国民年金基金にご加入頂き、初回掛金納付の確認が出来た方
 - ② 加入勧奨キャンペーンの利用が無い方
- 上記2つの条件を満たしている方は、自動的に応募の対象となります

■ 抽選・当選発表

厳正なる抽選の上、当選された方に賞品を贈らせていただきます。

- ♪ 賞品の発送は掛金納付確認後1ヶ月程度を予定しておりますが、諸事情により多少前後する場合もございます。あらかじめご了承ください。
- ♪ 賞品は加入申出書に記入されたご住所に発送します。賞品発送先の変更は承れません。
- ♪ キャンペーン終了後、日調連会報誌にて当選された方々を発表させていただきます。

【応募に関する注意事項】

- ・同時に行われております加入勧奨キャンペーンにもお申し込みの場合、本キャンペーンには、お申し込み頂けません。
- ・ご自宅から東京ディズニーリゾートへの往復交通費、宿泊等はご当選者様の自己負担となります。
- ・賞品の発送は日本国内に限らせて頂きます。
- ・当キャンペーンに関するお問い合わせは土地家屋調査士国民年金基金までお願い致します。

◆ お問い合わせ先 : 土地家屋調査士国民年金基金
0120-145-040 <http://www.chosashi-npf.or.jp>

平成27年度 明海大学不動産学部企業推薦特別入試のご案内

明海大学不動産学部は、日本土地家屋調査士会連合会(日調連)との協定に基づいて、団体会員の子弟及び関係先の子弟等を毎年受け入れています。不動産関連業界の人材育成・後継者養成のため、明海大学不動産学部の企業推薦特別入学試験制度の活用をご検討ください。

出願要領

- ◎**出願条件**：出願資格(詳細は入試要項をご確認ください)のいずれかに該当し、かつ、出願条件(ア)及び(イ)を満たす者
(ア)明海大学不動産学部不動産学科での勉学を強く希望し、第一志望として入学を志し、合格後の入学を確約できる者
(イ)日本土地家屋調査士会連合会(日調連)から推薦を受けられる者
 - ◎**試験科目**：面接のみ ※面接、提出書類等の評価を総合的に判定し、合否を決定します。
 - ◎**願書受付期間等**
 - A日程 (1)願書受付期間…2014年10月30日(木)～11月12日(水)(出願書類提出は日調連宛・郵送必着)
(2)試験日…2014年11月23日(日・祝) (3)合格発表日…2014年11月26日(水)
 - B日程 (1)願書受付期間…2015年2月19日(木)～3月4日(水)(出願書類提出は日調連宛・郵送必着)
(2)試験日…2015年3月17日(火) (3)合格発表日…2015年3月18日(水)
- ※募集人員は35名(A・B日程合計)です。
出願をご希望の方 まずは、入試要項をお取り寄せください！ 詳細をご確認ください。
入試要項のお取り寄せ・お問い合わせは 各協定団体
または 明海大学浦安キャンパス 入試事務室 047-355-5116 (直)

明海大学不動産学部が保護者の方向けに、進学セミナーを開催いたします。ぜひご参加ください。

明海大学不動産学部 保護者のための進学セミナー

- ◎**日時**：2014年8月2日(土) 15:30～17:30 [定員50名]
- ◎**場所**：明海大学浦安キャンパス(千葉県浦安市明海1丁目) JR京葉線「新浦安」駅下車 徒歩約8分
- ◎**内容**：講演：「不動産学って面白い！ オリンピックで考えよう！」：中城康彦(不動産学部長)
パネルディスカッション：「学部紹介、資格取得支援、就職支援、留学支援、教育プログラム等の詳細」
不動産学部教員、在学生、卒業生との意見交換会
- ◎**対象**：高校生の保護者。高校生の同伴は自由です。 ◎**参加費**：無料
- ◎**予約**：事前予約が必要です。以下の方法でご予約ください。

お申込み

- パソコンから <http://meikai-m.gdd.jp/view/160060/?guid=on>にアクセスし、お申込みください。
- 携帯電話から 右のQRコードを読み取り予約画面にアクセスしてお申込みください。



- ◎当日は、オープンキャンパスを行っております。御子弟と早めに御来校いただければ、体験授業や教員による個別進路相談、学内見学、学食体験などにご参加いただけます。
詳細については、本学公式ホームページ<http://www.meikai.ac.jp>をご覧ください。

明海大学 浦安キャンパス OPEN CAMPUS 2014

- 7/20(日)、8/2(土)、8/23(土)、9/28(日)、10/26(日) 各日程 10:30～15:00 事前予約不要
- ☆毎回：12:20～12:55 保護者向け進学説明会を行います。ぜひご参加ください。
※プログラムの内容などは変更する場合があります。

お知らせ

日調連特定認証局の民間認証局への移行に伴う 電子証明書の発行等に関する重要なお案内

日本土地家屋調査士会連合会

平成18年に日調連特定認証局を構築して以来、連合会では多くの会員にご理解とご協力をいただき、国が進めているオンライン登記申請の促進に協力して、平成26年4月末日までに累計24,633枚の電子証明書を発行しております。これまで、現認証局の運営には多額の費用を要し、連合会の財政にとって大きな負担となっている状況において、平成23年11月に、土地家屋調査士法施行規則が改正され、連合会が提供する情報に基づき、他の認定認証事業者が土地家屋調査士であることを証明する電子証明書を発行することが可能になったことから、平成25年6月18日、19日に開催した第70回定時総会において、現認証局が行っている業務を、経費の節減が見込める「電子署名及び認証業務に関する法律」上の認定を受けた民間の認定認証事業者(以下「新認証局」という。)に委託したいとする議案を上程し、可決承認されたところです。

それを受けて、連合会では、委託先となる新認証局の選定や電子証明書の配付方法について検討を続け、その結果、セコムトラストシステムズ株式会社が運営する「セコムパスポート for G-ID」の認証サービスを選ぶこととし、土地家屋調査士であることを証明するファイル形式の電子証明書の発行等の業務を委託することといたしました。

詳細につきましては、順次確定次第、ご案内をいたしますので、円滑な移行のために、会員

の皆様のご理解とご協力をお願いします。

1 現認証局で発行した電子証明書の失効時期

現認証局については、2015年(平成27年)3月中旬を目処に閉局したいと考えており、そのため、2015年(平成27年)2月下旬までに、現認証局で発行した有効な電子証明書のすべてを失効させる予定としております。

なお、保有する電子証明書の有効期限の途中で利用ができなくなる会員に対しまして、現認証局が発行した電子証明書の利用ができなくなる期間に応じて、新認証局で発行する最初の電子証明書の発行負担金を、その期間に応じて割引をします。

2 新認証局が発行する電子証明書の申込み

申込みの窓口は、現認証局と同じく、連合会となります。

連合会では、現認証局が発行した有効な電子証明書を保有している会員に対しまして、新認証局から電子証明書を発行するための申込書を送付します。申込書の送付開始は2014年(平成26年)8月下旬からになる見込みです。

新認証局における電子証明書の発行は、2014年(平成26年)10月中旬からを予定しており、新

認証局から電子証明書の発行が開始された後は、現認証局からの電子証明書の発行は行いません。

新認証局からの電子証明書の発行のタイミングは、現認証局が発行した電子証明書の有効期限によって次の3つのグループに分かれますが、どのグループであっても、なるべく早期に新認証局から発行される電子証明書の利用申込みをいただきますようお願いいたします。

A グループ 電子証明書有効期限：

2014年10月中旬～11月中旬

優先して新認証局から電子証明書を発行しますが、発行開始直後は、発行事務が集中することも予想され、新認証局における電子証明書の発行が遅れた場合には、電子証明書の利用ができない期間が生じるおそれもあります。

現認証局では、有効期限の3か月前を目処に新しい電子証明書を発行するための利用申込書を送付することとしております。電子証明書の利用できない期間を確実になくしておきたいと考えられる会員におかれましては、新認証局から発行する電子証明書の申込みだけでなく、利用できる期間は僅かなものとはなりますが、現認証局からの電子証明書の発行請求の手続も併せてお願いいたします。

B グループ 電子証明書有効期限：

現在～2014年10月中旬

現在利用している電子証明書の有効期限日の翌日から、新認証局において発行した電子証明書を確実に入手できるようになると想定される同年11月中旬までの間、電子証明書の利用ができ

なくても影響ないという会員におかれましては、現認証局の電子証明書の発行の申込みを行わず、新認証局から発行する電子証明書のみにお申込みいただきますようご協力をお願いいたします。

なお、電子証明書の利用ができない期間をなくしたいとする会員におかれましては、新認証局が発行する電子証明書の申込みだけでなく、利用できる期間は僅かなものとはなりますが、現認証局が発行する電子証明書の発行請求も、併せて手続きいただきますようお願いいたします。

C グループ 電子証明書有効期限：

2014年11月中旬以降又は新規

2015年(平成27年)2月下旬までに、現認証局で発行した有効な電子証明書をすべて失効する手続を行う予定であり、それまでに新認証局からの電子証明書を発行できるよう早期に利用申込みいただきますようお願いいたします。

3 電子証明書の発行方式

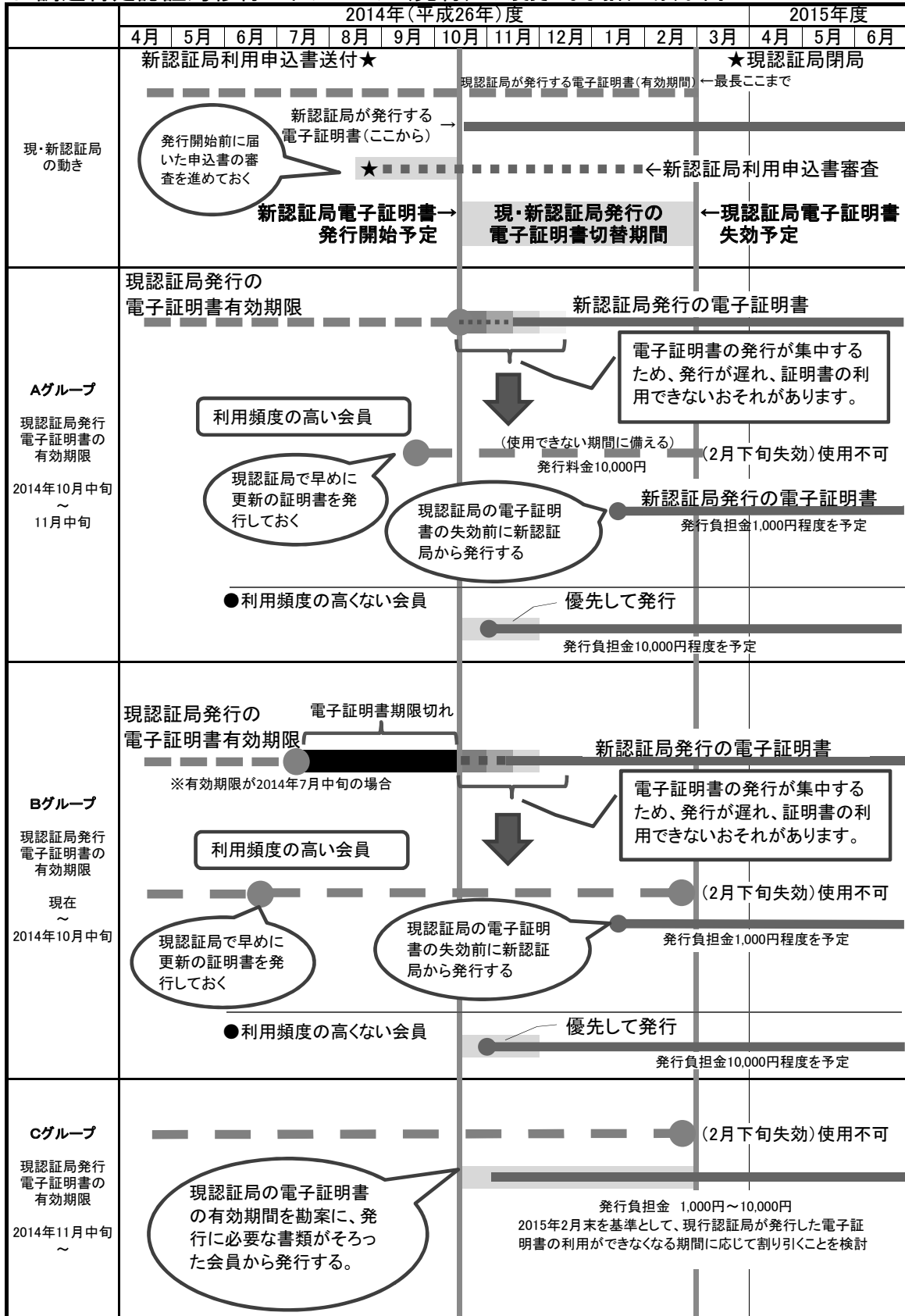
指定されたサイトから、ファイル形式の電子証明書をダウンロードする方式とする予定であります。

現行のICカードに換えて、ファイルを参照するというだけで、それ以外の使い方は、これまでと変わることはありません。

なお、ダウンロードは1回限りとなります。ダウンロードの方法や使い方に関して、ヘルプデスクを開設する予定でありますので、ご参照いただきますようお願いいたします。

詳細は追ってお知らせします。

日調連特定認証局移行スケジュール(発行) ※変更になる場合があります。



土地家屋調査士名簿の登録関係

登録者は次のとおりです。

| | | | |
|---------------|----------------|---------------|---------------|
| 平成26年 4月 1日付 | | | |
| 東京 7833 澁谷 隆史 | 神奈川 2978 上本 敏行 | 千葉 2144 木津 征臣 | 大阪 3212 竹尾 恵児 |
| 大阪 3213 中谷 大知 | 福井 433 吉田 明 | 長崎 782 渡部 聖吾 | 大分 826 有馬 遼 |
| 熊本 1187 杉島 仁弥 | 岩手 1145 間澤 一美 | 愛媛 844 塩崎 岳伸 | |
| 平成26年 4月10日付 | | | |
| 東京 7834 橘川 学 | 東京 7835 永井 忠久 | 埼玉 2554 宗方 利勝 | 群馬 1026 藤川 八潮 |
| 静岡 1753 渡瀬 誠人 | 大阪 3214 市場 洋行 | 奈良 433 豊田 貴浩 | 愛知 2853 土田 貴生 |
| 愛知 2854 前野 充晴 | 愛知 2855 山本 兼樹 | 愛知 2856 所 圭一 | 三重 880 打田 重美 |
| 岐阜 1254 沖下 和弘 | 岡山 1378 高木伸一郎 | 青森 761 酒井 知也 | 札幌 1179 島 耕二 |
| 香川 708 宿母 定 | 徳島 497 尾田 基一 | 平成26年 4月21日付 | |
| 千葉 2145 小沼 勝広 | 沖縄 489 仲村 朝安 | 宮城 1015 松村 泰晴 | 山形 1227 山口 勝康 |
| 函館 211 山路 徹 | | | |

登録取消し者は次のとおりです。

| | |
|---------------|---------------|
| 平成25年11月19日付 | 東京 6845 徳光 帥人 |
| 平成26年 3月 3日付 | |
| 千葉 1295 鈴木 清裕 | 徳島 175 小倉 大典 |
| 平成26年 3月 5日付 | 新潟 2050 眞島 克巳 |
| 平成26年 3月 9日付 | |
| 兵庫 1824 高橋 定義 | 三重 517 中村 一雄 |
| 平成26年 3月11日付 | 長野 2121 堀口 隆 |
| 平成26年 3月15日付 | 大阪 1183 三村雄太郎 |
| 平成26年 3月19日付 | 札幌 883 出口 昭一 |
| 平成26年 3月21日付 | 茨城 167 青木 卓造 |
| 平成26年 3月29日付 | 長野 890 黒澤 稔 |
| 平成26年 3月31日付 | 東京 7567 増沢 好文 |

平成26年 4月 1日付

| | |
|---------------|----------------|
| 東京 890 船越 公吾 | 東京 4963 大澤 紘治 |
| 東京 5395 橘川 克彦 | 神奈川 1317 松元 信人 |
| 埼玉 781 小久保昭二 | 埼玉 916 橋本 久三 |
| 埼玉 1411 高橋 弘 | 奈良 213 桑田 三朗 |
| 岐阜 723 笹俣 節朗 | 岐阜 957 小野 清治 |
| 広島 1092 宮本 徹 | 広島 1168 本田 修 |
| 札幌 882 山本 繁樹 | 愛媛 619 津田 好洋 |

平成26年 4月10日付

| | |
|---------------|----------------|
| 東京 770 小松 福保 | 東京 5698 大松 誠二 |
| 東京 6216 由利 光幸 | 東京 6892 小林 源治 |
| 東京 7702 江渕 英彦 | 神奈川 1687 土屋登志明 |
| 埼玉 438 成瀬 真司 | 静岡 1074 石井 律雄 |
| 静岡 1710 浅田 夕子 | 長野 1867 浦野 忠 |
| 長野 2105 小口 藤雄 | 長野 2268 新井 浩吉 |
| 新潟 1547 海津 椿三 | 大阪 2012 中倉 敬子 |
| 和歌山 266 竹中 正雄 | 愛知 1374 内藤 憲雄 |
| 愛知 1430 小林 晃 | 愛知 1435 高島 幸平 |
| 愛知 1965 益田 俊信 | 岐阜 670 後藤 省三 |
| 岐阜 671 山田 孝 | 岐阜 727 井戸 健介 |
| 広島 1807 小谷 敏彦 | 岡山 1188 岩知道武夫 |
| 鳥取 165 国谷 寿夫 | 島根 361 野津 英幸 |
| 鹿児島 843 前田 辰朗 | 宮城 105 菅原 清人 |
| 福島 718 鈴木 英晴 | 山形 426 大類 一男 |
| 山形 1123 松田 朝男 | 秋田 987 橋本 治彦 |
| 秋田 999 熊谷 君雄 | 札幌 1094 野月 嘉明 |
| 旭川 258 宮川 俊則 | 釧路 285 横山 和夫 |
| 徳島 268 井村 武男 | 高知 466 小栗 太一 |
| 高知 552 小松 康弘 | |

平成26年 4月21日付

| | |
|--------------|---------------|
| 千葉 821 井上 秀敏 | 兵庫 2257 浅岡 俊博 |
|--------------|---------------|

ADR 認定土地家屋調査士登録者は次のとおりです。

| | | | |
|----------------|---------------|--|--|
| 平成26年 4月 1日付 | | | |
| 東京 7785 石田 雅微 | 長野 2559 武田 尚之 | | |
| 平成26年 4月10日付 | | | |
| 宮崎 658 嶋田 賀久 | | | |
| 平成26年 4月21日付 | | | |
| 神奈川 2238 大内 弘幸 | | | |

平成26年 春の叙勲・黄綬褒章

おめでとございます。

旭日小綬章

横山 一夫 (神奈川県土地家屋調査士会)

昭和49年に土地家屋調査士登録、土地家屋調査士歴39年
 神奈川県理事、同常任理事、同副会長、同会長、日調連理事、
 同副会長を歴任
 平成14年法務大臣表彰等、現在神奈川県相談役、日調連相談役、70歳

旭日双光章

齊藤 重則 (函館土地家屋調査士会)

昭和47年に土地家屋調査士登録、土地家屋調査士歴41年
 函館会理事、同常任理事、同副会長、同会長、日調連理事、
 同常任理事を歴任
 平成12年法務大臣表彰等、現在函館会顧問、70歳

黄綬褒章

今西 清 (福井県土地家屋調査士会)

昭和46年に土地家屋調査士登録、土地家屋調査士歴42年
 福井会理事、同副会長を歴任
 平成16年法務大臣表彰等、70歳

黄綬褒章

小笠原 九二男 (岩手県土地家屋調査士会)

昭和43年に土地家屋調査士登録、土地家屋調査士歴46年
 岩手会理事、同常任理事、同副会長を歴任
 平成13年法務大臣表彰等、76歳

黄綬褒章

小栗 誠之 (栃木県土地家屋調査士会)

昭和41年に土地家屋調査士登録、土地家屋調査士歴48年
 栃木会理事を歴任
 平成14年法務大臣表彰等、77歳

長年のご功勞に心から敬意を表しますとともにこれからも土地家屋調査士及び
 同制度の発展にお力添えくださいますようお願い申し上げます

黄綬褒章

永美 一雄 (鳥取県土地家屋調査士会)

昭和51年に土地家屋調査士登録、土地家屋調査士歴37年
 鳥取会理事、同副会長、同会長、日調連理事を歴任
 平成24年法務大臣表彰等、現在鳥取会名誉会長、66歳

黄綬褒章

西 龍一郎 (熊本県土地家屋調査士会)

昭和51年に土地家屋調査士登録、土地家屋調査士歴37年
 熊本会常任理事、同副会長、同会長を歴任
 平成24年法務大臣表彰等、現在熊本会名誉会長、62歳

黄綬褒章

盛田 吉人 (京都土地家屋調査士会)

昭和47年に土地家屋調査士登録、土地家屋調査士歴42年
 京都会理事、同常任理事、同副会長を歴任
 平成23年法務大臣表彰等、現在京都会監事、67歳

黄綬褒章

矢口 正郎 (群馬土地家屋調査士会)

昭和50年に土地家屋調査士登録、土地家屋調査士歴39年
 群馬会常任理事、同副会長を歴任
 平成21年法務大臣表彰等、現在群馬会相談役、69歳

※受章者の年令・歴に関しましては、
 平成26年4月29日発令日の年令・歴
 です。

釧路会

「二度と行きたくない土地に 三度行った話」

釧路土地家屋調査士会
広報担当理事 安井 恵子



『会報くしろ』第105号

安全長靴に熊よけの鈴を付け、車を降りて200m、リンリン鳴らしながらデントコーン畑の横を土地家屋調査士2人が大股に歩いて行く。

ここは、帯広から車で1時間半、広尾郡大樹町字美成。太平洋沿いの浜大樹に近い場所だ。

ようやくたどり着いた所は、ここに畑を作ることは無理だろうと思わせるくらいに痩せたデントコーン畑と、奥深い原生林が広がっていた。

あらためて見ると、収穫間際のデントコーンの高さがばらばらに違う。不自然なデントコーンが広範囲に及ぶ。えっ！何者かに食べられていますけど。

静かだ。静かすぎる。何の臭いだろう。鼻がひくひくして、洗っていない犬みたいな臭いがまったりと漂っている。

仕事は調査地を確認して、2方向から写真撮影する事。調査地は、デントコーン畑に隣接しているこの原生林の土地と、奥に70メートル行った先にあるはずの川に接する、小さい三角地の2箇所だ。

畑の中で撮影場所を探しながら、地面を見ると、たくさんの鹿

の足跡と他の動物、これって？

平静を装いながら畑から撮影し、次の調査地に向かう。原生林の中、背丈以上の草を倒しながら先へ進むが、地盤が悪く方向がなかなか取れない。川の音を手がかりに進み、ようやく到着。しかし、木が密集して撮影が出来ない。

「どこ撮影しても同じでしょ。適当に撮影していけば」と、早くこの場を去りたい気持ちいっぱいこの声をする。1人じゃ危ないからと、一緒に来てくれたものの、仕事を放棄して今にも1人で駆け出しそうな声をする。それもそうだと、シャッターを切り帰路に着いた。

実は、ここに来るのは今日で二度目だ。

一度目は1人で来て、歌をうたいながら歩いていた。

予期せず、畑の中で跳ねる黒い物と遭遇！うっ！総毛立った。走って車に戻り、何もせず帰宅。動悸が収まらない。

「あれって、どう考えても熊でしたよねー」と、会う人ごとに恐怖のお裾分け。早口が坂を転げ落ちる。

「デントコーン食っていたなら、

それは熊でしょ」

「次は土地家屋調査士2人だけで行くんだって？」

「これで、十勝の土地家屋調査士が確実に2人減るな」ぜんぜん笑えない。

今回はなんとか撮影ができ、無事に終わったと思ったが、後日、撮影方向の修正の指示が管理技術者からメールで届いた。撮り直しである。又行かなければならない。

「三度目の訪問」「三度目の正直」ため息が出る。

三度目の地は、畑のデントコーンは刈られ、あたりは、鼻をつく死臭でおおわれていた。今まで無かった檻が置いてある。中に臭いをはなっている仔牛が横たわっていた。初めて見る熊の捕獲用罠である。この臭いに誘われて熊が罠にかかるというのか。ここにあるという事は…。

中をよく見ると、仔牛の他に、シャケと、デントコーンが置いてある。そして罠の横には、私…。

静寂と沈黙の中、天を仰ぐ。



東京会

「清瀬市立清瀬第五中学校 における出前授業」

広報事業部担当理事 瀧野 隆央



『とうきょう』第597号

東京会における出前授業は、出前授業が支部制度広報活動の在り方のひとつとしてあり得る活動なのかを見極めるため、まずは出前授業を実施し、学校とのアポイントメントの取り方、打合せから実施までの手法を手に入れるべく、地元の田無支部の多大な協力のもと、実施及び研究を行ってきた。次年度以降は田無支部が制度広報活動として継続する予定であることから学校長との打合せから田無支部長にご足労をお願いした。以下実施までの経過を報告する。

<初回 学校との打合せ>

平成25年11月15日、味田田無支部長と共に清瀬第五中学校を訪問し、校長室にて面談を行った。

出前授業について、まず土地家屋調査士会の広報資料・授業に昨年使用したテキストを提示して調査士会及び出前授業の説明を行っ

た。昨年同様3月初旬に3年生全員(当時の話で3クラス120名)を対象に行う意向である事が確認された。なお、具体的な日時については学校側のスケジュール調整の後通知するので年末頃まで連絡待ちとなった。

<初回 支部打合せ>

学校より実施日を平成26年3月10日(月曜日)の午前と連絡があったのは12月17日だった。実施に向けて学校との打合せを2月3日(月曜日)とし、その前に田無支部にて1月29日に支部役員を交えて授業内容と進行について打合せを行った。講師は検討課題として、昨年同様のプログラムで行う事、実施1週間前の3月3日に当日の段取り等打合せを行う事を確認した。

<第2回 学校との打合せ>

2月3日(月曜日)午後、前回同

様味田支部長と学校を訪問、当日のプログラムの内容と大まかなタイムスケジュール、実習班の班分け等打合せを行った。

<第2回 支部打合せ>

1月末の支部との打合せをうけ、講師の人選、参加メンバーの選抜、人員の配置、オブザーバーとして参観する他支部会員及び会報編集委員等の調整を済ませ、進行表を作成し、3月3日(月曜日)田無支部スタッフと当日の役割分担、実習内容の確認、講義の進行要領、機材の手配・確認を行った。

あとは「ひたすら」当日の晴天を祈るばかりとなった。

いよいよ当日スタッフ全員の願いが通じたのか風は強かったが晴天。遅刻者もなく8時30分にはスタッフ・関係者24名全員集合。校庭では実習フィールドの設営が行われた。

講義は土地家屋調査士及び登記制度についての説明と、2時限目測量実習についての説明を兼ねた簡単な数学に関する講義が行われ、1時限目終了の頃合いでフィールド設営班から実習班を引率する担当者が教室に入り、移動時間に実習班と対面。予め決めておいた実習フィールドに向かった。

2時限目の実習は、①歩測による距離当て。②三角比及び三平方





の定理を用いた高さ計測。③四角形の辺長計測と作図・求積の3題。これを各クラス3班に分かれて順繰りに行う。実習指導は引率する会員と、各実習ポイントに張り付いた会員が歩測、テープ計測、三角定規を用いた高さ計測の指導とサポートにあたった。およそ120名の生徒と会員スタッフが校庭いっぱいになり実習が行われた。

3時限目は全員教室に戻り、2時限目の実測成果をもとに①歩測距離計測、②高さ計測、③作図・求積をおこなった。フィールドで引率・指導にあたった会員も教室に入り生徒の計算及び作図の補助を行った。普段やった事がない作図手法や計算過程で実測距離と縮尺した寸法の感覚に戸惑う生徒が多く見受けられたが、ほとんどの

生徒が作図や計算にはついて来ていたようだった。解答が示されると、歩測による距離計測や、三角定規を用いた高さ計測において、生徒個々の感覚と実際に測量機械で計測した数値との違いに驚く生徒が多く見受けられた。近似値上位者の発表を行い、アンケート用紙を回収して出前授業のプログラムを終了した。

最後にスタッフ全員、学校自慢の給食を御馳走になり解散となった。

<おわりに>

第1回支部打合せのとき田無支部会員より、実習における生徒との「ふれあい」が出前授業の醍醐味であり、制度広報活動というより地域に貢献する活動としてとらえたいとの意見を聞くことができた。冒頭で述べた「出前授業が支部制度広報活動の在り方のひとつとしてあり得る活動なのか」、この答えとの感触を得られたと感じつつ次年度以降は田無支部がこの活動を引継いでいくのだと思う。今回の一連の活動記録は「学校と

のアポイントメントの取り方、打合せから実施までの手法」として府中支部で行った小学校における出前授業の記録、実際の授業風景を参観した記録とともに、今後出前授業を行う支部に提供できるよう整理される。今年度の事業はまさにこのための活動だった。

3月14日夜、支部スタッフと反省会がもたれた。集計途中のアンケートを回覧し、この生徒は熱心だった、あの生徒は工業高校進学で非常に興味を示していた、あの子は計算に苦労していたなどスタッフの話が盛り上がっていた。あるスタッフはこれだけのプログラムは支部だけで運営するのは難

しいかもしれないと感じている様子だった。今までの記録は、小学校ですが府中支部で実施した資料含めて提供するので、実習内容など実情に合わせて考えて修正する事はできるので皆さんで研究してください。との意見交換をすることができた。第1回支部打合せでも同じような議論があったが、出前授業のプログラムはこれが全てではないのだ。会員の皆さんには参考にしてほしいと改めて思った。

最後に、学校関係者及び田無支部ほか関係者全員にお礼を申し上げますとともに、3月20日に卒業式を迎える(迎えた)生徒の皆さんへのお祝いを申し上げ、報告としたい。

編集後記

「人生を豊かにする彩り」 vol.11

もう3、4年前になるかな、名古屋の仕事のおりに見かけた舞台のチラシ。演目は『みず色の空、そら色の水』であったように記憶している。結局、観劇することは叶わなかったが、タイトルの語感に惹かれるものがあった。梅雨空の下、今回は【水(空)色】について進めてみることにします。

【水色】からは…水の色、晴れ渡る空、流れゆく風…多くの人は、そんなイメージをもたれるでしょう。雲を見限った水は雨となって地上に降り注ぎ、やがて川となり、海に至る。そしてまた空に還る。水はその姿を変えていく過程で、大地を削り、河の形を変えさせることもある。人間に悲しみを運んでくることもしばしばあるが、本質は「優しさ」「力強さ」「豊饒・豊穡」である。

水や空を象徴する【水色】は「変化・流れ」「自由・自立」「声・コミュニケーション」「清涼・平和」を表す色だと言えそうです。

ファッションでは明るく爽やかで清潔感があり、決してでしゃばらない印象を与えることから、多くの人(見る側からも)から愛される色です。ゆえに、初対面の人からも協調性を感じてもらいやすく、円滑な人間関係を

保つことができます。沢山のお客様と対峙する受付や案内係、営業の方には非常に効果的な色と言えます。

風(音)は声をイメージさせます。そこからコミュニケーションに結び付き、何かに対して変化を起こしたいコミュニケーションが必要な時には、水色のハンカチをポケットに入れておいてみてはいかがでしょうか。

例えば、余計な感情を「水に流す」と、表現されるように、心の迷いをふっきり、わだかまりを水に流すような効果を発揮してくれます。

また、「冷静・安らぎ」「理想・向上」の意味もあり、人間関係に疲れた時や自分を確認したいと思った時には、川や海の傍や晴れた空の下に身を置きましょう。きっと、こころをすっきりと癒してくれるでしょう。

人が集まる場所に水の流れを作ったり、大きな水槽を置いたりするのはそういう効果を期待しているのかも知れませんね。

今度の休日には、孫をお供に水族館にでも出かけてみます。(色彩効果については、友人であるカラーセラピスト上野氏にご助言をいただきました。)

広報部長 金子正俊(大阪会)

土地家屋調査士

発行者 会長 林 千年

発行所 日本土地家屋調査士会連合会[®]

毎月1回15日発行

定価 1部 100円

1年分 1,200円

送料(1年分) 1,008円

(土地家屋調査士会の会員については毎期の会費中より徴収)

〒101-0061 東京都千代田区三崎町一丁目2番10号 土地家屋調査士会館

電話：03-3292-0050 FAX：03-3292-0059

URL：http://www.chosashi.or.jp E-mail：rengokai@chosashi.or.jp

印刷所 十一房印刷工業株式会社



日本土地家屋調査士会 連合会特定認証局

Q1. 日本土地家屋調査士会連合会特定認証局
(以下「日調連特定認証局」)が発行する電子
証明書をなぜ取得する必要があるの？

Q2. どうすれば電子証明書を取得できるの？

日調連特定認証局が発行する
電子証明書は、ネット等の世界において
「土地家屋調査士の職印」に相当するもので、
オンライン登記申請や土地家屋調査士が業として作
成したデータ(一部署名できな
いものもあります)
に署名する場合等
に使うんだ。

ハカル君

次のページから「電子証明
書の取得方法」、「オンライン登記申
請の準備方法」及び「電子証明書の再発行
方法」など様々な手続の説明
をしているので、よく読
んで申し込んでね。

トウコさん

電子証明書を全会員が所
持することは、オンライン申請
に対応できる組織としての能力が
あることを宣言する第一歩だよ！



【不動産登記法が要求している3本柱】

不登法は、以下の3点を土地家屋調査士に問いかけてい
るといえます。

- 1) オンライン申請に対応できる能力を保持しているか？
- 2) 他省庁と共に地図整備やその維持管理に民間人として協力する意思と能力を充足しているか？
- 3) 専門家として蓄積した知識や能力を、紛争の解決に役立てる能力を評価できる仕組みを備えているか？

☆ご注意事項☆

平成22年3月31日までに発行された電子証明書は、事務所所在地に変更がある場合、失効されます。事務所所在地の変更は、市町村合併や住居表示変更、建物名変更等についても対象となります。利用者からの失効申請書が提出されない場合、土地家屋調査士名簿が変更され次第、電子証明書を失効します。業務に支障が出る場合もありますので、事務所所在地に変更が生じる場合、ご注意くださいようお願いいたします。

日本土地家屋調査士会連合会特定認証局電子証明書利用申込書の配付について

任意の様式に、「日本土地家屋調査士会連合会特定認証局電子証明書配付希望」の旨と以下の項目を記入の上、メール(ca-info@chosashi.or.jp)、FAX (03-3292-0059)又は郵送(〒101-0061 東京都千代田区三崎町1-2-10 土地家屋調査士会館 日本土地家屋調査士会連合会 特定認証局 行)にて联合会あてお申し出ください。

- 所属会名 ○ 所属支部名 ○ 登録番号(半角) ○ 氏名
○ 事務所所在地(郵便番号も記入) ○ Mail (半角) ○ Tel (半角) ○ Fax (半角)

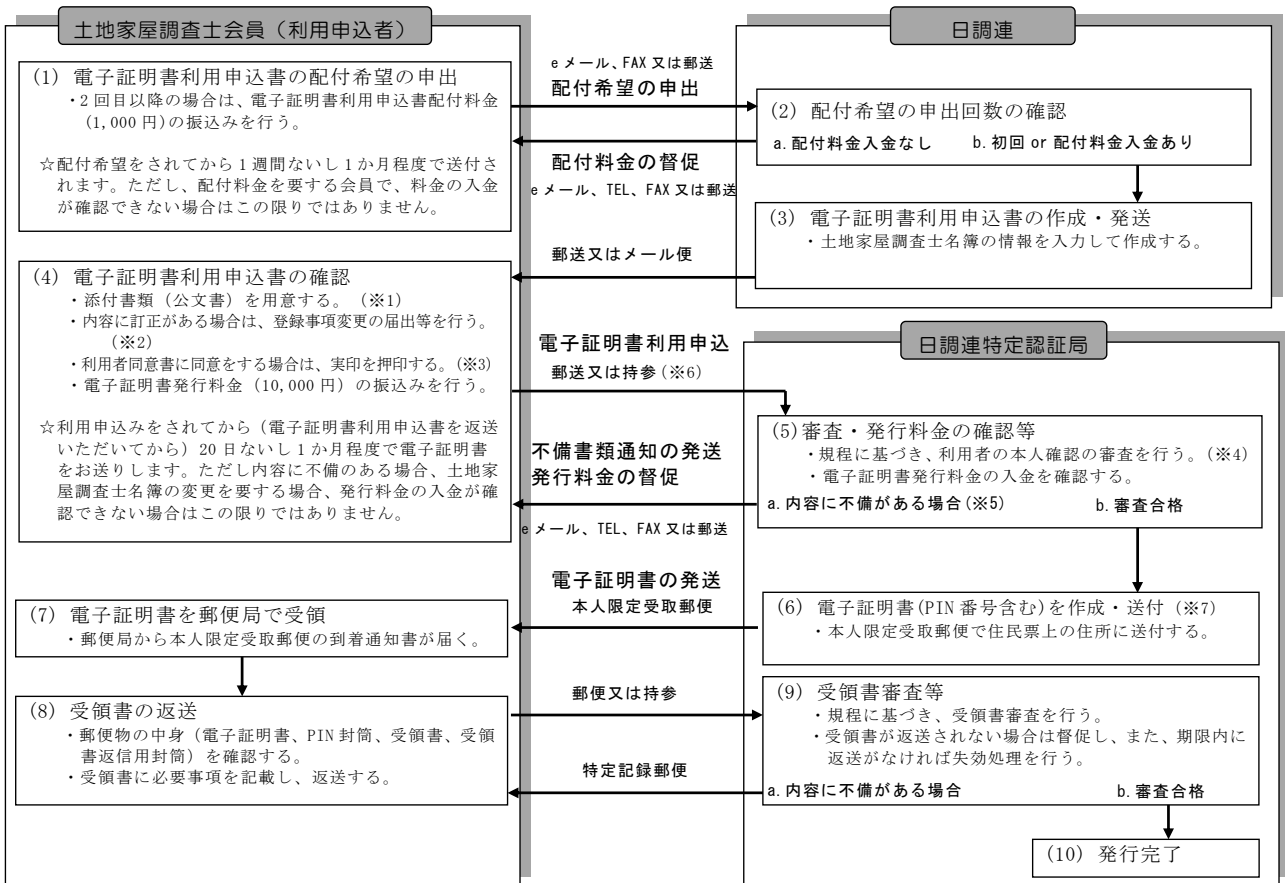
なお、市町村合併等により土地家屋調査士名簿の住所・所在地に変更が生じる会員については、同事項変更完了後に利用申込書の発送となりますのでご了承ください。

電子証明書利用申込書の配布については、以下のとおりとなっております。

初回配付(電子証明書の初回発行、再発行及び更新発行における1回目の配付)：無償

2回目以降の配付(上記初回配付申込書の紛失毀損等による再配付)：有償(1,000円)

電子証明書を取得するまでの流れ



- (※1) 住民票の写し及び印鑑登録証明書等の添付書類は、利用申込をする際、発行日から1か月以内のものをご用意ください。
 (※2) 日調連特定認証局へ利用申込書を送付する前に不備が発覚した場合は、登録事項変更の手続後、土地家屋調査士会員が利用申込書を訂正し、訂正箇所を実印を押印して日調連特定認証局に送付してください。
 (※3) 電子署名及び認証業務に関する法律施行規則第6条に規定する重要事項の説明に同意したこととなります。
 (※4) 規程に基づいて審査を行っております。審査不合格の場合、又は発行料金の入金が確認できない場合、電子証明書発行までに時間がかかる場合がございます。
 特に、土地家屋調査士名簿の登録事項変更の手続が行われていない場合、土地家屋調査士名簿の登録事項変更後の審査となりますことをご了承願います。
 (※5) 日調連特定認証局へ利用申込書が到着してから不備が発覚した場合は、再度利用申込書を送付する場合があります。
 (※6) 土地家屋調査士会員が添付書類不備通知を受信した後に添付書類を郵送する場合の送料は、土地家屋調査士会員のご負担となります。
 (※7) 電子証明書は、本人限定受取郵便で送付します。利用申込者(土地家屋調査士会員)の住民票上の住所に本人限定受取郵便の到着通知書が送付されます。郵便局において、必ずご本人が受領してください。
 (※8) 申込が混みあっている場合は通常よりお時間をいただく場合がございます。予めご了承ください。

電子証明書の同封物について

電子証明書が同封されている封筒は、図①～⑤のような一式となっておりますので、受領後ご確認ください。

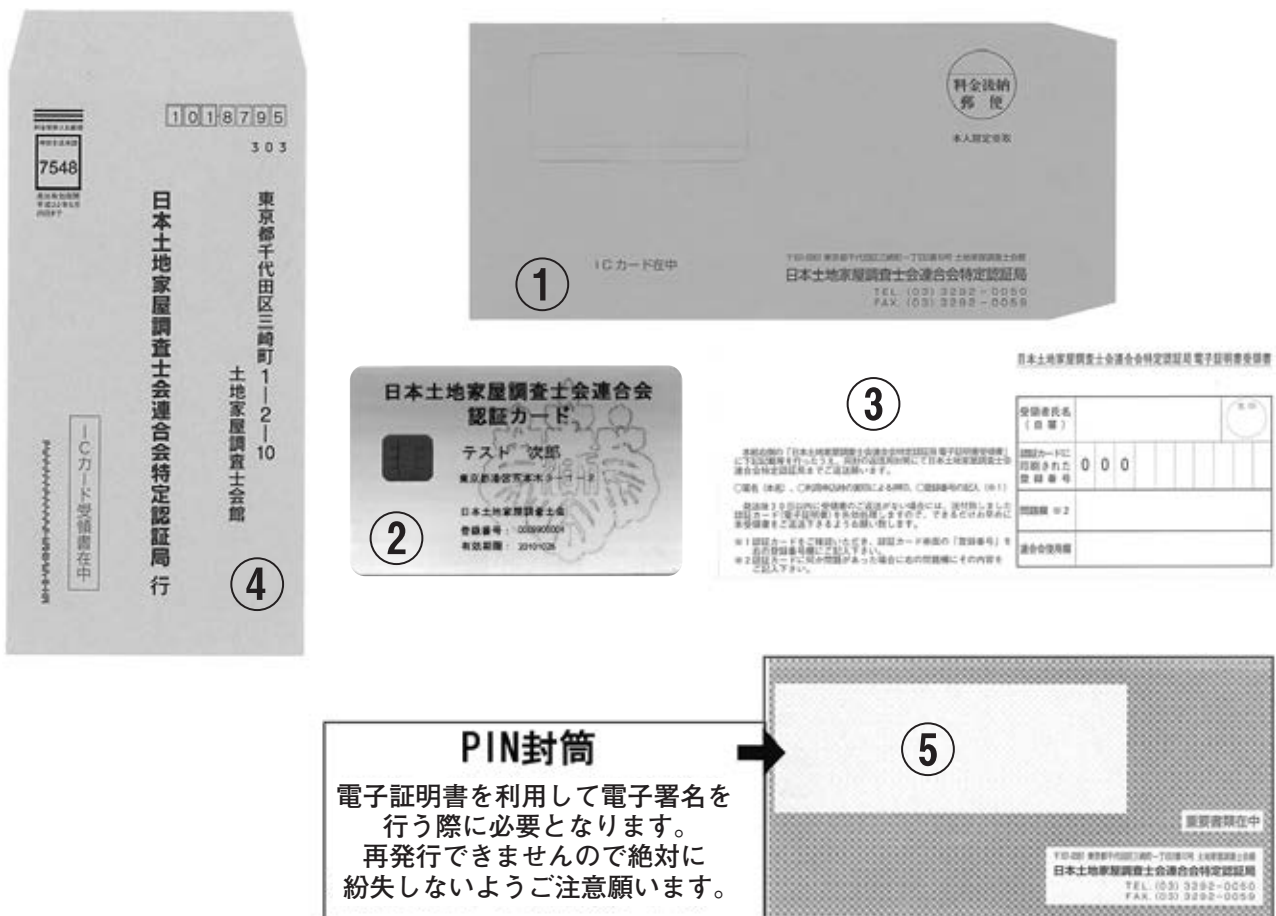
- ① 下記②～⑤が入っている封筒
- ② ICカード(電子証明書)
- ③ 日本土地家屋調査士会連合会特定認証局電子証明書受領書

下記【受領書について】をお読みになって、受領書を日調連特定認証局あて送付願います。

- ④ 受領書返信用封筒
- ⑤ PIN封筒

電子証明書のPINコード(パスワード)が記載されている封筒です。**PINコードは署名する際に必要なものですので大切に保管してください。日調連特定認証局でPINコードの確認・再発行等はできません。また、PINコードを15回以上誤って入力すると電子証明書が使えなくなりますのでご注意ください。**

(この場合、当該電子証明書を失効し、新規に電子証明書を発行する手続が必要となります。)



【受領書について】

電子証明書受領後、受領書に次のとおり必要事項を記載後、同封の返信用封筒に入れて日調連特定認証局へ送付してください。電子証明書が発送されてから30日以内に受領書のご返送がない場合、電子証明書は失効されます。30日以内に受領書のご返送が難しい場合、日調連特定認証局(電話：03-3292-0050)あてに、ご連絡ください。

<受領書記載要領>

- ・ 自署(氏名)(楷書でお願いします。)
- ・ 印鑑登録証明書で証明される実印の押印
- ・ 電子証明書の券面に記入されている登録番号を記入(最初の000は省略)

※ご記入いただいた内容を訂正する場合、訂正印(実印)が必要となります。

オンライン登記申請を実施するまでの準備について

電子証明書を利用してオンライン登記申請を行うために、下記のとおり確認・準備作業等をお願いします。

(1) ご利用環境の確認及び利用上の留意事項

初めて法務省登記・供託オンライン申請システムをご利用になる場合は、法務省ホームページ (<http://www.touki-kyoutaku-net.moj.go.jp/>) のオンライン申請ご利用上の注意を参考に、ご利用環境及び利用上の留意事項をご確認ください。

(2) ICカードR/Wの準備

連合会ホームページ (<http://www.chosashi.or.jp/repository/authentication/iccard.html>) を参考に、適切なICカードR/Wをご準備ください。

(3) オンライン登記申請に必要な各種ソフト及びドライバ等のインストール・設定

法務省「登記・供託オンライン申請システム」ホームページ (<http://www.touki-kyoutaku-net.moj.go.jp/>) 及び連合会ホームページ「会員の広場」(<http://www.chosashi.or.jp/>) から、ソフト及びドライバをダウンロードして設定してください。

電子証明書の発行に係る案内について(お願い)

平成18年1月から電子証明書の発行を開始し、平成26年4月末日現在で累計24,633枚の電子証明書を全国の会員へ発行しているところであります。

電子証明書の発行については、下記「発行に係る費用及び支払い方法について」のとおり費用負担をいただくこととしておりますので、よろしくお願いいたします。

発行に係る費用及び支払い方法について

1 振込金額(証明書1枚当たり)

10,000円(税込)

※振込手数料は利用申込者のご負担でお願いします。

※市町村合併等による失効後の発行につきましては、この限りではありません。

2 振込先等の情報

- ・金融機関名 : みずほ銀行
- ・支店名 : 九段支店
- ・振込先名義 : 日本土地家屋調査士会連合会
- ・口座 : 普通
- ・口座番号 : 1349384
- ・振込者名 : 会番号2桁+登録番号5桁+氏名
(例:東京会の1番「調査士華子」の場合、0100001「調査士華子」)
なお、会番号は、「会番号一覧表」を参照

3 振込後の手続

振込依頼書または領収書等の控のコピーを利用申込書の送付時に同封する。

※インターネットバンキングでお振込の場合は、確認画面を印刷したもので差し支えありません。

【会番号一覧表】

| 会名 | 会番号 | 会名 | 会番号 | 会名 | 会番号 |
|-----|-----|-----|-----|----|-----|
| 東京 | 01 | 愛知 | 18 | 宮崎 | 35 |
| 神奈川 | 02 | 三重 | 19 | 沖縄 | 36 |
| 埼玉 | 03 | 岐阜 | 20 | 宮城 | 37 |
| 千葉 | 04 | 福井 | 21 | 福島 | 38 |
| 茨城 | 05 | 石川 | 22 | 山形 | 39 |
| 栃木 | 06 | 富山 | 23 | 岩手 | 40 |
| 群馬 | 07 | 広島 | 24 | 秋田 | 41 |
| 静岡 | 08 | 山口 | 25 | 青森 | 42 |
| 山梨 | 09 | 岡山 | 26 | 札幌 | 43 |
| 長野 | 10 | 鳥取 | 27 | 函館 | 44 |
| 新潟 | 11 | 島根 | 28 | 旭川 | 45 |
| 大阪 | 12 | 福岡 | 29 | 釧路 | 46 |
| 京都 | 13 | 佐賀 | 30 | 香川 | 47 |
| 兵庫 | 14 | 長崎 | 31 | 徳島 | 48 |
| 奈良 | 15 | 大分 | 32 | 高知 | 49 |
| 滋賀 | 16 | 熊本 | 33 | 愛媛 | 50 |
| 和歌山 | 17 | 鹿児島 | 34 | | |